

第七十一回 参議院商工委員会會議錄第十七号

昭和四十八年七月五日(木曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

七月四日

中村 慎二君

補欠選任
稲嶺 一郎君

七月五日

辞任

林田悠紀夫君

補欠選任
玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

佐田 一郎君

委員

稲嶺 一郎君
小笠 公昭君
大谷藤之助君
川上 為治君
玉置 猛夫君
林田悠紀夫君
細川 護熙君
安田 隆明君
林 虎雄君
藤田 進君
峯山 昭範君
須藤 五郎君

国務大臣

国務大臣
(経済企画庁長官)
小坂善太郎君

政府委員
経済企画庁総合計画局長 宮崎 仁君
科学技術庁計画局長 長澤 榮一君
外務省情報文化局文化事業部長 堀 新助君

事務局側
常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員

文化庁文化部長 鹿海 信也君
文化庁文化部署作権調査官 小山 忠男君

本日の會議に付した案件

○総合研究開発機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。昨四日、中村慎二君が委員を辞任され、その補欠として稲嶺一郎君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) 総合研究開発機構法案を議題として質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。○峯山昭範君 いわゆるシンクタンク法案の問題について二、三お伺いしたいと思います。

この法案につきましては、先日の委員会で参考人の出席を求めまして二、三お伺いしましたけれども、衆議院のほうの委員会の議事録等も読みましたので、概略はわかつているつもりなんですが、いまいちよくわからぬ点、初めに、この総合研究開発機構法案の提出に至る政府の考え及びこのシンクタンクが今後どういうふうな効用を奏してくるのか、基本的な問題について大臣のほうから初めに答え願いたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 最近、いまだ考えられなかったようないろいろなむずかしい問題がたくさん出てまいりました。特に都市問題であるとか環境問題、資源問題、いずれもいまだ重要だという指摘はもちろんなったわけでございますが、これほど深刻になってきたのは最近のことだと思っておりますが、こういう問題を、また今後さらに社会的に経済的にむずかしく発展することもあるわけでございまして、これらの問題の解明にシステムの新しいタイプの研究開発機構が必要になるというふうに思っているわけでございまして、こういうシンクタンクというものをつくらうという考え方は、もうすでにかなり前から民間のいろいろな研究機構として定着いたしておることは御承知のとおりであると存ずる次第でございます。

政府といたしましても、そういう問題についてあるいは通産省、あるいは科学技術庁等におきまして、たとえば昭和四十四年に経済審議会が、情報化時代の技術戦略、経済社会発展へのシステムズアプローチと題する報告書を発表いたしました。あるいは昭和四十五年に通産省の産業構造審議会シンクタンク委員会が、産業政策科学センター及び科学技術庁のソフトサイエンス総合研究所の構想等を出したわけでございます。そこで昭和四十六年、七年度両年度におきまして、政府

といたしましても、一億五千万円ずつ予算を組みましてこの問題に取り組んでまいりましたわけでございますが、昭和四十八年度にこれをひとつ具体化しようということで、総合研究開発機構という構想をまとめまして、三十億円の一般予算が計上されました次第でございます。私どももいたしまして、この法律案を御提案申し上げまして御審議をいただきたく存じておる次第でございます。従来の経過を申し上げますと大体そんなことでございまして。

○峯山昭範君 大臣のおっしゃることはよくわかるわけであります。

そこで先日、参考人においでいただきまして、いわゆるシンクタンクのあるべき姿ということについてお考えが、それぞれ何項目かにわたってお話がございました。大臣は、いわゆる今回の法案をシンクタンク法案とすれば、シンクタンクというのは一体どういうぐあいにあるべきなのか。そのあるべき姿ということについては大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これはやはり研究開発の方向といたしまして、今後の問題でございまして、いわゆる未来性指向型とでも申しますか、今後の問題を取り上げるという形が一つあると思っております。

それからどういう問題についてかということでございますが、やはり広範な分野にわたる専門家を結集して、プロジェクトごとにインターディシプリナリーな研究開発体制を持つということが必要であると存じます。さらに研究成果の中立性、独立性の確保について、それができますような組織、運営形態をとることが必要だと存ずる次第でございます。

なお、私どもはこういう機関が自主的な立場から、国民経済的に見て国民生活に密着し、福祉の増進に役立つことができるようにするのがよから

うと、こう思っておりますのでございますが、衆議院の御審議の段階におきまして、さらにこれを具体的に明瞭にしたほうがいいということで、平和の理念に基づいて、しかも民主的な運営のもとに、さらに、研究成果を公開するという三つの点を御修正いただきましたので、これはもちろん私どものほうの考えとも一致することでございますので、ついでこの御修正をいただきました次第でございます。

○峯山昭範君 大臣、もう少し私詳しく伺いたいんですけれども、要するに、シンクタンクというのはこういうようなものだという概念がわれわれの頭の中にはつきりしないわけです。いま大臣が御答弁になっていらつしやることは、衆議院の質問段階でも、議事録の中に載つてゐるわけですから、私は参考人に対する質問のときにも申し上げたんですけれども、このシンクタンクというものが實際現実のわれわれの生活にどれだけの役に立つのか。あるいは、大臣が初めに申し上げたように、現在の都市問題あるいは公害問題、環境問題等にどういうぐあいに役に立っているのかということについて、われわれは具体的にいきますと、いま大臣の話の中にはそういうような問題は出てこないわけです。要するに、大臣がいま四つおっしゃいましたけれども、今後の問題、いわゆる未来性の問題、この中に含まないという事はないと私は思ふんです。やはり現実がいま起きている問題にどう対処していくかということがあると思ふのです。

それから広範な範囲の、要するに学際性とか、だいたいお話しございましたけれども、そういうようなもの、それだけじゃ、確かにそれも現実の問題も含んでいふと言へば含みますけれども、われわれ直接考えた場合にわからないわけですね。ですから、確かにあと三項目、四項目おっしゃった、いわゆる修正した問題、あるいは研究の中立、独自性の問題また自主性の問題、そういうような問題は私はよくわかりますけれども、やはり

もっとわれわれの生活にどう関係してくるのか、どういうようなところはこういうぐあいになっていくのか、もう少しこれはわかりやすく、大臣の学問的な答弁じゃなくてけっこうです。いわゆるわれわれが、庶民がこういうような問題をこういうぐあいに解決をしていくんだ、こういうぐあいにいっていいんじゃないか、特にこういうような問題についてはこういうぐあいにいっていいからこういうぐあいに取り組んでいくべきじゃないか、これは今後きめられていく問題であらうけれども、もう少しわかりやすく一ぺん御答弁いただきたいと思ふんです。

○政府委員(宮崎仁君) 大筋はいま長官のおっしゃったとおりでございますが、さらに御質問でもございますので、私もが、いまお話しがありましたように、四十六年、四十七年度通じまして検討してまいり、また、今回の法案をまとめるにあたってどういふ問題を取り上げていくべきかという事について、やや試験的なやり方ではございますが、幾つかの課題を考えておりますので、ちよつと申し上げてみたいと思ひます。

まず、一つの議論として出ておりますのは、石油と人間文明との関係という事があることが一つの問題として、当面の問題としても非常に重要ではないかという事でございまして、これは環境問題、御承知の資源問題、さらに国内の産業構造の問題等に非常に広範に關係するわけでございまして、こういう問題についてどういふふうに取り組むかという事を一つの課題として考えてはどうかという事があることが議論になっております。

それから環境制御システムの開発と維持という事があることを一つの課題として掲げておりますが、公害問題という事で行政上非常にたくさんの方策がとられておるわけですが、いわゆる環境に関する制御システム、システムの取り組んでいくという点ではまだまだおくれおくれでございます。こういった点についてひとつ科学技術という面も含めまして、何か取り組んでいくべきではないかという事があることがござい

す。

それからさらに、少し長期の問題になるかと思ひますが、資源と成長との關係、これは資源の枯渇に関する判断の問題とか、あるいは技術進歩の可能性の問題でありますとか、土地とか水とかいうような制約の問題、こういうことも含めまして、資源と成長という問題を議論していいかどうかという事があると思ひます。

さらに経済問題としては、特に現在問題になっておりますインフレーションの問題。これは緊急対策は当然政府が早急にやらなければならぬわけでありまして、現代のインフレーションというものは先進国全体にこれは及んでおるわけでございまして、これに対する有効な対策ということはやらなければ解決できないだらう、こういうことも言われております。そういう面から少し腰を落ちつけて考えてみるということがあつたのではないかと。

まあこのほか都市問題、特に都市の廃棄物の問題でありますとか、あるいは防災対策の問題でありますとか、そういう具体的なプロジェクトについての問題もございまして、さらに地域社会というものを形成していくための新しいシステム、こういうものをどういふふうにかえていくか。最近公害問題等もありまして、各種の電源立地その他いろいろの面で地域の住民と企業あるいは行政との間でのいろいろなトラブルが起つておるわけが、これを解決する方法というものがなかなかうまく発見できておらないという事もあると思ひます。そういう問題を取り上げてみてはどうかと。

もう一つは、その他いろいろ余暇と教育とか、あるいは特に開発援助計画のためのエドのフレームワークというものをどういふふうにかえていくか。従来、若干われわれのやり方が営利本位であるという事で非難を受けておるわけでございまして、この辺についての検討をもう少しやってみる必要があるだらう。こういった事で、具体的には十

幾つの項目をいろいろ議論をいたしておるわけでありまして、機構の能力もございまして、これは全部取り上げるといふわけにはまいらぬと思ひます。だんだんにやつていきたいと思つております。

○峯山昭範君 いま局長がおっしゃる意味は私よくわかるのです。それは確かにいま局長がいろいろおっしゃつた、たとえば石油と人間の問題、環境整備の問題等非常にこれは重要な問題であらうと思ふのです。これからやつぱりそういう意味で取り組んでいかなければいけない問題だと私は思ふのです。

それで、大臣が先ほどおっしゃつた未来指向型という今後の問題ですね、やつぱり今後こういうような問題をどうしてもやつて、解決していかなくては行けない問題だと私は思ふのです。私が言うのは、何でもこんなことを言うかという事、大臣に——私は初めから局長にお伺いするつもりは全然ありませんでして、局長の答弁は大体衆議院で、全部書いてありますから。大体同じことを言つておるわけです。ですからこの間、参考人の東大の渡辺先生がおっしゃつた中にも、やつぱり緊急でありかつ實際的であるもの、あるいはまあもっと具体的なもの、これに対してどうしてもわれわれは取り組まないとはいけないという、シンクタンクの定義の中の一つの中にそういうお話がありました。これは私は確かに重要な問題であらうと思ふのです。

大臣、これはシンクタンクの法案は別にしてもけっこうです。現在われわれの生活の面で、確かにいろいろ重要な問題が幾つかあると思ふのです。大臣はいまわれわれの国民生活にとつて——まあそれはいろいろ考え方があらうと思ふのです。これは当然あつてしかるべきだと私は思ふのです。したがつて、そういうような意味から考えて、ほんとうにいま緊急な課題というのはどういうようなものなのか。大学の先生がおっしゃつた緊急でありかつ實際的であり、かつ具体的にでなくちやいけない、われわれ政治家としては

特に取り組まなくちゃいけないものというものは幾つかあると思うのですが、大臣は、そういう問題についていまだ現在実際にどういうものが大事だとお考えですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私が未来指向型と申し上げた点は、ただいま山委員御指摘の点も実は含めておるつもりで申し上げておるのでございまして、今日非常に緊急な問題がある。しかもこれの解決は将来にわたって非常に重要である、そういうような意味を含めて申し上げているつもりでございますが、私のことが足りませんことはおわびしたいと思ひます。

そこで、ただいまの御指摘で、私はやはり一番問題は、具体的に言うところ公害の問題ではないかというふうに思うわけでございます。人間が科学技術の進歩によって自然を征服したというふうな一つの思ひ上がりもございましたわけでございますが、これが非常に環境の問題としてはね返つてきている。人間の技術とかあるいは自然に対する態度というものは一体どこまでが限界であるのかというふうなことも、あらためて考えさせられるようなことが最近幾つか起きておると思うのでございます。私もそういうことをとらえまして、どうしたら人間がほんとうにしあわせにできるか。これは世界全体の問題でございまして、うけれども、やはり日本人としては日本の環境、自然、そして日本の人口、そういうものを全部総合して、どこをどういうふうにしたら日本の国民がしあわせになれるかというのを考えていかなければならぬというふうに思うのでございます。

もうざばり申し上げまして、私は環境汚染の問題、それから資源の問題、これがいま私どもの直面している最も考えねばならない重大問題であるというふうに存じております次第でございます。それからなお、ちよつとついでに申し上げますと、実はローマクラブが紀元二千年の問題というのを提起しております、人口の問題と資源の問題の関係を述べまして、相当に警告的な議論を展開していることは、山委員もよく御承知のこと

ろであると思ひます。そういう今後を見通して、やはり今日の時点に立つてわれわれは深刻に問題を掘り下げて考えていかなければならぬ、かように存じております次第でございます。

○山昭範君 まあ、確かにシンクタンクというのは二つの面があると思うのです。やっぱり現実の、いま大臣おっしゃいましたように、公害、資源、これは人口問題も将来にわたって重要な問題でありますけれども、確かに現在の問題と将来の問題両方合せて、特にこういうような重要な問題についてほんとうに真剣に考えてほしいと、私たちの要望として申し上げておきたいと思ひます。

そこで、多少具体的な問題に入りますが、初めに、現在民間で幾つかのいわゆるシンクタンクと言われるような機関があるわけですが、これらのシンクタンクのかかえておる問題でございまして、どういふふうな問題がございようかというふうな問題がございまして、私はそのシンクタンクの経営とか基金とかあるいは研究テーマとか、そういうようなものは別にしまして、いわゆるシンクタンクがつかかえておる問題でございまして、運用面等いろいろ問題があると思うのですが、今度国として総合研究開発機構をつくるようになったいきさつというの、やっぱりそういうところの幾つかの問題点をかかえておると私は思うのでございまして、現在日本にあるところのこういうふうなシンクタンクのかかえておる問題点というの、これはどういふような点が問題になっているのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) わが国に大体二十くらいある民間シンクタンクがあることは御承知のとおりでございますが、これは成立の経緯もそれぞれ違ひますので、かかえておる問題も若干違ふかと思ひますが、総じて言えますことは、やはり成立後日も浅いということもございまして、まず経営的になかなか独立がしたいといふ点、採算がとれる段階までいかないといふような点が多いようございまして、したがって、本来のシンク

タンクとしての研究開発という問題以外に、計算事務のような、いわばルーチンワークを一緒にやります、そして全体としての採算をとっておると、こういうような状況がございまして、それからもう一つ大きな問題としては、やはりこういうことにかかわつてやっております研究、特にプロジェクトリーダーといふような方々についてわが国の場合にはまだ不足をいたしております。そういうことから、こういう局面に当たれる人の養成といふ点、そういうことが非常に望まれておる、こういうことが特色として言えるかと思ひます。

現実に取り組んでおられる問題は、これはこの研究開発機構で取り上げておるようなかなり広範な問題もございまして、それから、一つの企業の経営にかかわるような比較的特定されたような問題もございまして、大体委託研究といふことを主体にいたしておりますので、それぞれ委託先の意向によって課題が選ばれておるというふうな形で運営されておるようには承知をいたしております。

たとえば、一番大きいと言われます三菱総合研究所の場合であります、内外の経済情勢、経営問題等に関する調査分析の問題でありますとか、あるいはコンサルティング、それから社会開発に関する研究というふうなことが言われておりますが、現実には十幾つの課題がとられておるようでありまして、このほかに先ほど申しました研修とか計算サービス、ゼミナールの開催というふうなことが行なわれておるというふうな、これは一例でございますが、まあほかの問題、シンクタンクについてもそれぞれ特色はございまして、どちらかといひますと、比較的特定された課題について成果を出していくと、こういうことが当面中心になっておるようには承知をいたしております。

○山昭範君 それでは次に、実際問題このシンクタンクができた場合に、この趣旨説明あるいは第一条の目的の中に、総合研究開発機構は一体何をやるのかというの、は具体的にうたつてありますけれども、これはこの間の参考人に対する質問の中でもちよつと出てきた問題でございまして、実際問題としてとりあえずどういふことからはめるのか。このところをちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。特にこれは「総合的な研究開発の実施及び助成」といふのがありますね。実施といふことは自分のところでやっぱり実施をするわけですから、そこら辺の問題もあると思ひますが、「実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供」、こういうことになっておりますけれども、実際問題として具体的にどういふことからはめて、それで何年ぐらいで完すべきないわゆる体制になるのか、そこら辺のシステムといひますが、そういうふうなものを一ぺんちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 機構の果たすべき業務は第二十三条に規定してあるとおりでございます。第一条にもその趣意は書いてございまして、けれども、当面のやはり問題としては、研究開発に関する実施及び助成、つまり民間の研究機関あるいはシンクタンク等との協力あるいは助成によりまして実施していくということがまず最初に行なわれると思ひます。さらに情報の収集、整理、提供あるいは研究者、企画調整に当たる者の養成というふうなこともできるだけ早く始めたい、こう思っております。第四号に規定する研究開発にかかわる施設の建設、提供であります、これは若干将来のことになると、こう考えております。それから研究開発に関する研究機関との提携、交流、これも発足早々からやしていきたい、こう考えております。

大体そんなことございまして、機構の構想は三ないし五年の間に三百億の基金を持つというのを考えておりますので、その辺を一つの段落として、ただいま申し上げましたような業務が全部やれるようにしたい。第四号の施設の提供といふことをやります場合には、さらにもう少し資金的な面等も考えてやつていかなければならない、こう思っております。

○峯山昭範君 それでは、少しこまかいことに入って質問していきたいと思いますが、衆議院の附帯決議の中でも出てまいりましたけれども、資金の問題ですが、基金の出資の問題ですね。この問題について、附帯決議の第一項ですかに、「機構に対する民間出資者が特定の企業、団体にわたることをないよう指導するとともに、機構の役員及び研究評議員の」あとのほうはいいいんですが、前段の問題についてお伺いしたいんですが、これは要するに、一つは政府及び民間が半々にしたという意味ですね。これはどういう意味なのか、これがまず第一点。

それから第二点は、基金の出資についてはどういふようなところから集めるという予定をしているのか。それから、初め三十億ということはないとおりますが、あと最終的には三百億ということに議事録の中にもございましたけれども、いわゆる三百億に至る年次計画といいますが、そういうふうな計画については具体的にどうお考えなのか。

それから三番目に軍需産業の問題が出てまいりますが、これは非常に重要な問題であります。そういふところからの出資ということについては何かチェックするのか、そこら辺のところはどうなっているのか、こういう点、三点あわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) まず資金の構成でございますが、これについてはいろいろ関係各省、特に財務当局とも議論したわけでございますが、この機構の性格が、民間が主導するいわゆる認可法人であるということから見まして、政府が過半を占めるということではやはり非常に自由の束縛というふうなことになるのではなからうかと、こういうことから、原則でございますが大体民間と政府が対一の出資、民間の場合は一部寄付金になるかもしれないけれども、資金構成はそういうこととでいこうということにしたわけでございます。それから第二の点でございますが、先ほど申しましたように、当面三百億という構想を持ってお

りますが、そういったしますと、政府は百五十億程度ということになります。これが大体予算的には三ないし五年、こしが三十億でございますから、同額にして五年でございますけれども、もう少し早くやりたいと思っております。この場合に民間をどういふところから集めるかということでございますが、これは、こういった非常に広範に国民生活あるいは経済社会全般にかかわる問題を取り扱うわけでございますから、できるだけ広くこの資金等も集めたい、こう思っております。しかし、現実問題といたしますと、こういった出資に際して資金を出していただくような余裕というものがある程度企業というふうなものに限られて、限られることではないと思いが、そういうものが中心になってくるということに考えなければなりません。したがって、その場合においてもこの機構の性格というものを十分御理解願ひまして、特定の企業グループとか特定の産業とか、そういうことにかかわらないように、また、直接金を出したからすぐ成果を期待するということのようなやり方、そういう考え方はなく、こういう一國全体にかかわる重要問題に対して、少し長い目で、また企業の社会的な責任と申しますか、重要性というふうなことも十分お考え願ひて御協力をいただく、こういうことでやってまいりたいと思ひます。

第三点の軍需産業ということでございますが、この機構の目的にも申し上げておりますように、防衛というふうなことはこの機構では取り上げないということにいたしておりますから、したがって、軍需産業というふうな面から金を出すメ리트は全くないわけでございますが、しかし、先ほど申しましたように、私もこの機構の目的を御理解願ひて、そして広い視野に立って出資をしていただけたらというものであれば、特にこういうものはいかぬというふうな制約をつけるつもりはいまのところございません。これは発起人になる方々が実際に考えになり、定款おさめになることでございますけれども、私もと

してはいまそう考えておる次第でございます。○峯山昭範君 そうしますと、いまの三番目の問題については、やはり多少危惧の念も残るわけでありまして、この点はあとでちよつともう少しほかの点からも議論をしたいと思います。実際問題として、それじゃ集めた基金ですね、これを運用してその運用利益を事業費に充てるということでございますね。そうしますと、この法案の中には、資金の運用方法については特別規定がないようでありまして、この運用についてはどういふぐあいにお考えおられるのか、この点でございますか。

○政府委員(宮崎仁君) こういった機構をつくり出すときに、資金の運用については、この使途を制限する規定を入れるのが通常でございます。そういう場合には、前例もございまして、国債あるいは社債、特定の社債でございますが、そういったものであるとか、具体的には前例もございまして、五つか六つにたしかこれは制限されておったと思ひます。ただ、今度の場合には、そういった制限を特に設けることも必要ではないんではないかというところで、規定としてはしかなかったわけでございますが、やはり現実の運用としては、信託でありますとかあるいは社債、公債というふうなもの、できるだけ有利に、しかし、これは確実でなければなりませんから、そういうことを考えながら運用するように当然きめてまいるといふことになると思ひます。

○峯山昭範君 局長、どうも局長のおっしゃる意味はよくわかるわけです。現実にはそういうふうな資金を運用する場合に、安全確保で……、みんなそう思っておるわけです。問題が起きてからあわてて、これは安全確保でなかったというのでもめるわけですね。それで実際問題、これは私はもうちよつとお伺いしておきたいんですけれども、この運用については、これはどこでやるわけですか。要するに、この職員がやるわけでしょう。あるいはまたはその資金の運用利益を生むための相談ですね、これはこの中の研究評議員の人

たちがやるのか、あるいはこの中に二十何人おります職員の人たちがやるのか、こら辺のところ非常に重要な問題だと私は思うのですが、実際問題としてはどうなっているのか、そこら辺のところをまず第一点としてお伺いしておきたいと思ひます。

それから、時間の関係がありますので続けて申し上げたいけれども、たとえば三百億ということにして、年々の運用利益をどの程度と予想していらつしやるのか、この点もちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

それから事業費というのは、あとほかの規定もありますけれども、これはあくまで運用利益額の範囲内でやるのかどうか、これはちよつと問題だと思ひますので、この点もお伺いしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、この法案の中で借り入れ金の規定というのがございますが、これはどういう場合を予想してこういうふうな規定があるのか。

それからもう一点、要するに、この機構の会計については、国の予算を使うわけでありまして、国の予算と言われるかどうかわかりませんが、とにかく国から半額は出費しているわけでありまして、当然会計検査院の検査の対象となると私は思うのでありますが、こういう点についてはどうお考えなのか、この点ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 第一点の運用方法でございますが、これは機構の事業の上で重要な問題でございますから、まず、定款においてこれを定めるといふことが法律上定めてございます。そこでただいま申しましたような大体的方向を定めまして、そして、現実には事業計画の中で運用の具体的な内容もきめていく、したがって、これは研究評議会において御審議を願ひ、御意見もいただくということになると思ひます。それから三百億円という構想を申し上げましたが、この場合の運用利益は一応六分五厘ぐらい

で計算いたしました、十九億五千万円ぐらい、約二十億程度とっております。したがって、これを若干管理的な経費に使いますが、大部分は研究の実施及び助成に使っていくと、こういうことにしたいと思っております。

それから第三の事業費でございますが、これはいま申しましたような基金の運用による益ということが中心でございますけれども、そのほかに政府各省あるいはその他の機関からの委託ということも一部考えたいと思っておりますので、そういうものを含めて事業費となると、こういうふうな形になると思っております。

それから第四の借入れ金の規定でございますが、これは短期と長期とございますが、短期の借入れ金は、これは運転資金のようなものについて必要が生じた場合にはできるということに考えておりますが、基金を持っておりますわけでありますから、現実問題としてはそういう必要はあまりないと思っております。そういうことでございます。長期については、先ほど業務の第四号で申し上げました施設をつくるような場合に、これは必ずしも政府の予算によつてやるということがいいかどうか問題でございますので、そういう場合には借り入れ金というのを考えてやっていくこともできるようにしておいたほうがいいのではないかと、こういうことでこの規定を設けてある次第でございます。

それから第五の会計検査院の問題でございますが、これは政府出資が大体半分ぐらいでございますから、会計検査院法によりまして会計検査の対象になります。かりにこれが半分以下になったという場合におきましても、検査院のほうで必要があると思われれば検査を受けなければならない、こういうことでございます。

○中山昭範君 次に、これは前々から何回も問題になっておることでありますけれども、これもちよつと私も一言発言してお伺いしておきたいんですが、中立性という問題なんですけれども、この問題については、やはり第一点は、政府から百

五十億円という出資を受けている、とすれば、実際問題として中立性や独立性ということとは確保できるかどうかというところは重要な問題だと思つております。政府出資の認可法人として完全に政府から独立あるいは中立の機関である、そういうぐあいには言ひますけれども、現実にはどうなるかどうかというところは非常に重要な問題だと思つております。こゝろの問題については、ほんとうにその中立性というのがあるのかどうか。たとえば、先日の参考人の意見の中では、にじの例を引いて説明がありました。確かに片寄った人がたくさん集まればやがて中立になつてくるといふような話がありましたが、それだけで実際納得できるというところまでいかないわけですね。そういう点についてはやはりどうお考えか、まず第一点。

それからもう一つは自主性という問題ですが、これは第二十五条の中に、自主性の尊重ということについてうたつてありますけれども、この自主性というのはやはりいろんな面に及ぶと私は思ふんですが、この機構の自主性あるいは研究者の自主性、評議員の自主性ですね、あるいは研究者のものの自主性あるいは機構の運営そのものの自主性、こういういろいろあると思ふんですが、こういうような問題についてはいづれにもかかつての自主性なのかどうか、この点第二点としてお伺いしておきたいと思ひます。

それから第三点として、自主性、中立性の問題として特に二十七条、二十八条で、内閣総理大臣の認可の規定があるわけですが、その次に三十九条、これは第一項の協議の規定ですか、のところが、総理大臣は大蔵大臣と協議しなからぬといふところ、あるいは同第二項の「関係行政機関の長に協議しなければならぬ」といふようにあります。こういうようなことでほんとうに自主性あるいは中立性ということを保つことができるのかどうか、この点第三点としてお伺いしておきたいと思ひます。さらに中立性、独立性の問題とからんで第四番

目にテーマの問題があると思ふんですが、テーマを決定する場合に、これは要するに研究評議会できめるにしましても、ここにきめられていように各省庁の長が出ていたり、あるいはこれは衆議院における答弁の中にあるわけでありまして、研究評議会がテーマについては決定されるたてまえになつていられるわけですね。しかしながら、局長の答弁の中に、そのテーマ決定のために各省の関係者が出てきて協議会をつくる、そういうふうな答弁が現実にあるわけですね。そうしますと、実際問題、自主性、中立性の保障というのは、たとえばテーマ一つ決定するについても非常にむずかしい問題が出てくるんじゃないか、この点は非常に問題もありますので、明確にしておきたいと思ひます。

それから続けて質問をしますが、これは自主性や中立性の問題とは別の問題であります。研究員の問題です。これは先ほど御答弁の中で、総合的な研究開発の実施及び助成というところで、要するに、実際に実施をする場合にはこの研究開発機構としては研究員を直接持たないで、いわゆるプロジェクトチームを組んで研究をします、というふうな意味の答弁がございました。そうしますと、プロジェクトチームを組むのでありますから、いわゆる研究員を集めるわけですね。集めるといふことはいろいろなところから集めるわけでありまして、二十幾つある現在の民間のシンクタンクといわれるようなところからも集めるといふことが出てくると私は思ふんですが、

私は先日の参考人に対する質問の中で、三菱総合研究所の方に質問したのでありますが、たとえばその研究所からその総合研究開発機構に來てい、その場合に、要するに研究の成果といふのがあります。その研究の成果は結論が出るまでに、すでにその人はたとえば研究が終わりまうとそれぞれの研究所へ引き上げますね。そうしますと、総合研究開発機構が発表する前に、その内容等についてはすでに一つの民間の総合研究開発機構、いわゆる民間のシンクタンクではそれを全部

知り得ると、この点についてはほんとうに中立性なり独立性あるいは片寄つたあれにならないかと、こういうぐあいに質問しましたら、この法案の中に公開の原則をうたつておるからだいじやうぶだとさんざん言つていたけれども、その公開の原則というのはあとで附帯決議をつけたんであります。あとで附帯決議をつけたことを初めから法案の中に入つていたみたいな感じであつた人は答弁をしていました。ほんとうはそうじゃないわけですね。そういう点から考えても、こういうふうな問題は非常に重要な問題だと思ひますが、こういう点についてはどうお考えか、以上お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) まず最初の中立性の問題でございますが、この第一条の目的から見てもわかりますように、問題が国民生活にかかわる問題あるいは現代の経済社会にかかわる問題というふうなことでございまして、こういうことに關していわゆる政治的な、あるいはイデオロギー的な問題として対立があるというふうな面は私は少ないのではないかと、こう考えております。しかし、これは皆無であるかどうかということになると、それはそうではないかもしれせん。したがつて、この機構の運営にあたりまして、役員となる会長、理事長という方々が、あるいは非常ににそういう意味では広範に支持が得られるようなりっぱな公正な方になつていただく、そして機構の運営を指導していただくということが大事だと思ひます。

それから、この研究評議会というものの機構の現実の事業計画、予算あるいは研究の調整の方針等について御審議をいただくわけでございます。この部面にもそういう意味で各方面から広く權威のある方々に御参加をお願いして、御指導を願うということがやはり必要であり、またそういうことを考える、こういうことでございまして、そういうことによりまして中立性ということを確認していくかと思ひますが、さらに研究そのものにつきましても、これは渡辺参考人からお話し

もございましたように、各方面のいろいろな考え方を持つておる方をプロジェクトチームに入れていくということによって、言ってみれば中立的な形に持つていくと、こういうお考えでございましたが、確かに傾聴すべき御意見であったというふうに私も拝聴いたしておりました。

それから自主性につきましては、この法律上も特に配慮してございまして、第一条、第二十五条に規定してあるとおりでございまして、政府各省関係あたりで問題があるということもございませうけれども、やはりこの法律に規定されているような面でも明示してあるわけでございまして、これはそういった面での運用をはかっていきたい、またできるであろう、こう考えております。

それから、そういうものと関連いたしまして法二十七条、二十八条、この予算、事業計画等の認可の問題でございまして、これは政府が出資して認可した法人である以上、やはり内閣総理大臣がそういった事業計画等について認可をするという規定は必要であると思つておる次第でございまして、ということとは、この機構の性格から見まして、逸脱をするようなことは万あるまいと思ひますけれども、やはりそういうことに關する政府の監督という面が担保されておることは必要でございまして、そういう意味で規定が設けられておるわけでございまして、この運用によりましては行き過ぎがないようにしていくことにするわけでございまして。

三十九条の關係各省との協議の点もそういうことでございまして、これにつきましては各省の特にそれぞれのエゴが出てくるというようなことになつては非常にまずいわけでございまして、前にも答弁をいたしました、次官會議の法案決定の際の申し合せによりまして、關係各省の協議会のようなものをつくりまして、そしてこの機構にかかわる問題については十分協議をして各省それぞれでばらばらなことをやらないように円滑にやつていきたい、こういうことを申し合はせてございまして、この協議会が研究評議会あたりにとつ

てかわつて、機構についてのいろいろな重要方針をみんな決定してしまふというようなことはないのでございまして、これはやはりこの認可法人として独立のものでございまして、また研究評議会を通してきめたものについては、法律の命ずるところによつてその自主性を尊重するという立場でございまして、そういう運用をしたいと思つております。ちよつと第二について答弁を少し漏らしまして恐縮でございましたが、この自主性、中立性という問題は、研究者の研究テーマの設定から研究業務のやり方、いろいろの面について全般にかかわるものであるということでございます。

それから第五の研究員についての問題でございまして、確かにプロジェクトチームには民間のシンクタンクの方も参加をしていただくことも十分考えられると思ひます。そういう場合に、その成果をどういうふうにかつていくかということでございますが、いわゆる民間シンクタンクの場合は、こういった研究による成果というものが、いわばノーハウという形で一つの財産になるわけでございまして、そういう意味で、それを保持しておくと、ということが重要でございまして、この機構の場合には、第一条の目的から見ても、国民全体にかかわる公共的な分野の問題でございまして、最初からこれは当然広く各方面に御利用願うということを考えておつたわけでございまして、

が、さらにその点を明確にするべきではないかという御指摘もございまして、衆議院において成果の公開ということが修正をいたされておりますけれども、考え方は、初めからそういう方向で運営してまいりたいと思つておつた次第でございまして。

民間の研究者の方が参加された場合に、解散をいたしますと、その成果を自分の頭に入れて持つて帰つてしまふということは、これはまあどうしても免れがたいことでございまして、したがひまして、その場合にこの研究報告の文書等を渡すかどうかということが一つの問題になるかと思ひますが、そういった点については、これからこの機構

ができてまして運営をやつてまいります際に、さらに自主的におきめを願つたらどうだろう、私どもとしては、この大筋としては成果の公開をするわけでございますから、そういう点についてはあまりやかましいことは言わないほうがいいのではないかと考えておりますけれども、その辺は実際に機構ができてからおきめを願つたらどうかと考えておる次第でございまして。

○山田昭範君　もう私、これで終わりますけれども、大臣、實際問題として、ただいまのあまりやかましく言わないという局長答弁がございましたけれども、この間来た二人の参考人の中の一人の方は、やっぱりそういう点に多少問題があるというふうなことはおつしやつておられました。そういう点から考えても實際問題として、公開ということになりますと、その研究の成果というのは公開でなければ頭の中に持つて帰るということがありますし、公開ということになると書類で持つて帰るということも考えられると、こういう答弁が実はありました。そういう点から考えますと、私非常に重要な問題だと思ひますので、こういう点も、それがたとへば普通の何でもない民間企業の場合にはその問題にならないと思ひますね。

しかしながら、われわれが見て一般に、まあある一部の人もわかつておられませんが、われわれが見てその企業なりまたその人の出身のところが防衛の産業であったり、あるいはそういうような点であった場合には非常にそういう誤解を招くようなこともあるわけですね。そういう点について私は十分注意していかなくちゃいけないんじゃないかと思ひますが、この点を大臣にお答え願ひたい。

それから局長にもう一点お聞きしておきたいのは、発起人の選び方ですね。これは要するに、今後これを運営していく場合において非常に重要な問題だと思ひますが、これは一体どういうぐあいに選んでいるのか。この点もちよつとお伺ひして私の質問は終わりたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君)　ただいまの御指摘の

点は、非常に重要な問題であると私も考えます。中立性、自主性、あるいは官庁との關係、テーマの選び方、あるいは公開等の関連で研究成果をどう扱うかというようなことはまさに御指摘のような点でございまして。私どもとしては、御答弁申し上げておるうちにこれは守れると申し上げておるわけでございまして、まあこれはやつてみなければわからぬじやないかという点もございましておわけておきます。正直に申し上げてそういうことじやないかと思ひます。そこでわれわれとしては、これは組織法でございまして、こういう附則の改正はまあできるだけかんべんしていただきたいということを申し上げたんでございまして、さような趣旨に基づきまして衆議院において附則の第四條が挿入されて、内外の事情の推移に應じ、その運営の實際を調べて、そして政府は必要な措置をとるんだと、こういうことになりましたわけで、ただいまの問題は、私どもは御趣旨の点を十分理解いたします。そのようにいたすつもりでございまして、もしこれにたがうようなことがあれば、こういう規定もございまして、中立性、自主性その他の点はたいにくふうしてまいりたいと思つておる次第でございまして。

それから発起人の選び方でございまして、これはこのシンクタンクの性格から見まして、やはり広範な層において、こういう人たちがやるのかというところが一般に納得されるようなそれにふさわしい人材にお願いしたいというふうに思ひます。それからもう一つは、資金の出資をしていただかなければならぬので、これは特定の層、いわばギブ・アンド・テイクを期待するということにならぬというふうなものは避けなければならぬと思ひますが、やはり資金が集まるような発起人にもお願いしなければならぬというふうにも考えておる次第でございまして。

○委員長(佐田一郎君)　本案に対する午前の質疑はこの程度といたします。

○委員長(佐田一郎君) この際、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時八分休憩

午後一時六分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、林田悠紀夫君が委員を辞任され、その補欠として玉置猛夫君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) 午前に引き続き総合研究開発機構法案を議題とし、質疑を行ないます。

○藤井恒男君 多くの方から各方面にわたる質問がありましたので、なるべく重複を避けて簡潔に質問いたしたいと思うわけです。

最初に大臣にお伺いするんですが、ざっくりばらんに申し上げて、シンクタンクというものが、現在の技術の進歩、それから現在における社会のメカニズムから見ても必要であるというよりはよく承知しておるわけですが、今度のように機構をおよそ組織法という形において立法化するとい

うこと自体、私は非常に無理があるというふうに思うわけなんです。したがって、衆議院段階を通じて、また本院においてもあらゆる角度からの質問があるわけけれども、なかなか質問の的を射ることにならぬし、答弁もそれにつれてもう一つ適切でない。私の考えただけでも、シンクタンクというものが必要であるというよりはよくわかるし、このシンクタンクという、この各質問にびしっとお答えができるようであれば、またシンクタンク法というこのような法律を立法化する必要もないわけなんです。要はこれからだというのが本音じゃないかと私は思うんです。したがって、答弁なさる側も非常に持つて回ったようなことになりかねない。

参考人からもいろいろお話し聞きました、おおよそシンクタンクというものは、全く独立的で自主的なものでなければならぬ。したがって、自由な立場で研究がなされ、しかも全くとにも拘束されずに、イエス、ノー、ゴーストが言えるものでないかぬのだというふうに言われておいて、まさにそのとおりだと思ふんです。だから、企業などで持つておられますベシク研究機関なども、ともすれば企業利益というのをあまり目的意識にさせずに、自由な立場で一つ研究してみると、幾つか鉄砲撃つておる間に金の卵を生むこともあるだろうというところで研究投資をしておるといふのが、現在の大きな企業のベシク研究機関のあり方だと、そういうことを考えてみますと、最初に戻るわけけれども、まあ立法ということはちよつと私は無理じゃないかという感じがするんで、まさか大臣から、いや全くそのとおりですというところはなかなか言えないだろうけれども、その辺のところをひとつざっくりばらんにお話しただきたいと存じます。

○国務大臣(小坂善太郎君) ざっくりばらんに申し上げまして、藤井委員の御指摘の点は、もう非常に当たつておるといふところが多いと存じますわ

けでございまして、まあほんとうに自由に、しかもとらわれざる気持ちで研究をするのでございまして、一体、法律のワケだがをはめることもおかしいじゃないかという御指摘はあると思うのでございまして。ただ、こういう研究機関が非常に必要であるというところで、それにはまた非常に大きな資金が必要というところで、その資金はやはり格がございまして民間のいろいろな機関でこういうシンクタンクを持つておりますわけでございますので、本邦唯一の機関ということでございまして、そのもとに集まるといふような形がまず最初には必要なんじゃないかというふうに思

うわけでございまして。そうすると、政府が大口の出資をいたします。ここでは当初三十億、三年ないし五年に百五十億政府が出すという予定でございますので、それだけの金を出すと、やっぱり法律をつくりまして組織法のワケ組みの中で監督も必要になるし、また運営の方法もいろいろ政府として力をかす必要があるんじゃないかというところから、この法律案になっておりますわけなんです。御指摘の点は私も非常によく理解できまして、おまえの答弁まことに適切が悪いとおっしゃれば、全く私もそう思っているんでございまして、どうぞさような点でひとつ御了承願いたいと思います。

○藤井恒男君 そういった意味だから、なかなかこれ質疑がやりにくくなるわけで、なおかつ、それは言うものの多額の投資をしてつくり出すシンクタンクであれば、その自由な立場というものをますます必要にする心がまえが大切だろうし、そういうシステムが必要だろうと思ふので、後ほどまたその点に触れてお伺いしたいと思うわけなんです。

本法の第一条に「総合的な研究開発」、それに定義がなされておるわけですが、「基礎的、応用的及び開発的な調査研究」ということが使われておるわけですが、なかなかこれは私明確じゃな

いというふうに思うわけなんです。この「総合的な研究開発」というものをどれぐらいのレベルまで行なっていくのか。この第一条が、これが本法のすべてだと私は思うわけなんですけれども、その辺のところももう一つ明確じゃないので、最初に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) 確かに、いまさきにも長官の御答弁にございましたが、シンクタンクというものが国ではいままでも全然なかった形式のものをつくるというわけでございますので、法律の条文等の表現につきましても非常に苦労をいたしました。まあ考え方は毎度申し上げておるようなことで、非常に広い分野のことを取り組んでいこうというところでございまして、それを一体法律上どう書くのかというところで、法制局ともいろいろ御議論をいたしました結果、ここにありますような「総合的な研究開発」ということで表現していただくということになったわけでありまして。特に御説明もいたしておりますようにインターディシプリナリーな研究をやるといふことが非常に特色でありますし、またその内容は基礎的な面から応用的な面、あるいは開発的な面まで非常に広く含めるのであるということから見まして、こういうような定義にいたしましたわけでございまして。

当面の問題としてこの機構がどの程度までやれるかということになると、特に実施に近いような問題になりますと、ちよつとこういう形では無理であろうかと思つておりますが、応用面まではひとつやっつけていきたいと思つておる次第でござい

ます。

○藤井恒男君 まあレベルで応用面までという御答弁でございますが、この領域ですね、いまレベルの問題ですが、このつくれる機構は、「現代の経済社会及び国民生活の諸問題」を取り扱うということになっておるのだけれども、領域というところになると、たとえば政治行政の領域がある、社会開発の領域がある、また国民生活の領域がある。いろいろ領域があるんだけれども、まず最初に、この機構としては何を取り組まそうとし

ておるのか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。このことは参考人の東大の渡辺先生のおっしゃったことで、緊急的かつ実質的な問題を取り上げなければならぬというお話があったわけですね。そういったお話がありましたので、この辺のところを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) この第一条にも書いてございますように、現代の経済社会の諸問題ということで言われておる問題というのは、最近のOECDのクリステンセン報告、あるいは昨年のスウェーデンの人間環境会議でございまして、ああいうところにおける問題でありますとか、そういうことであるという問題が出ておるわけですね。わが国でも最近、外務省のほうの調査団で平田敏一郎さんの報告など出ておりますが、そういったものを見てまいりますと、たとえば環境問題あるいは科学技術、特にテクノロジー・アセスメントと言われるようなことにかかわる問題であるとか、それから社会的ないろいろな問題、特に国民意識の変化との対応とかそういった問題がございまして、さらに経済問題としてはインフレの問題、あるいは資源の問題、いろいろの問題がございまして、こういった各種の問題と取り組んでいくためには、従来のような一つの専門分野だけではできないということがわかっておるわけでございます。したがって、こういうシンクタンクのような機構でやらなければならぬということになっておるわけでございます。具体的には午前中にも石油の問題その他申し上げましたが、大体先進社会の諸問題として言われておるような問題が、いずれもこういった形でアプローチを求めておるといふことが言われると思ひます。そういう意味では非常に範囲は広くなるわけでございます。第一条でもしたがって、「現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明」と、何でもできるようなことになっておるわけでございますが、私どもとしてはやはり当面非常に重要視され、緊急かつ具体的というお話がございましたが、そういった問題について重点を置いてやっていくという心がまえは当然

持たなければならぬと思ひます。

なお、御説明申し上げておりますように、たとえば防衛とかあるいは治安というような問題はちよつとやはり範囲が違ふであろうということから、この機構の目的には含まないということ、関係省から除いたというふうなことになると思ひます。

○藤井恒男君 二十四条で、機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受け「るもの」となっております。この業務の開始前に業務方法書を作成する、この業務方法書というものはどういう仕組みになるんですか。

○政府委員(宮崎仁君) 大体こういった形の機構では、業務方法書という形で内閣総理大臣の認可というふうなことになるわけでございますが、今回の場合は、この前に発起人会がつくられ、そうして定款が設けられまして、そこで機構の行なうべき重要な問題は大体この定款で定められてまいりますわけでございます。で、業務方法書に書かれる内容といふものは、やはり定款で定められたような問題につきまして、具体的にこれを書いておくというふうになるであろうと思ひます。そうしてこの業務方法書に基づきまして、毎年度の事業計画というものがつくられる。その中心をなすものはいわゆる業務でございまして、第二十三条に書いてあるような業務、この業務について業務方法書で規定をする、こういう形になると、こう思っております。

○藤井恒男君 ということは、この機構がそれぞれのプロジェクトを組むにあたって方法書を書くというふうなことでしよう。いまの御答弁だと、むしろ定款に類似するといふようなニュアンスが強いわけけれども、定款というのは機構それ自体のいわゆる定款であつて、年次ごとのあるいは四半期ごともいいけれども、プロジェクトを組むにあたってその方法書を出すというふうなことじゃないんですか。

○政府委員(宮崎仁君) 定款は、これは設立の際に機構の全体のワーク組みと内容をつくるわけでございます。それから、これはもうしよつちゅう変わるようなものではございませんので、大体機構が續く限りこれに基づいてやっていくと、若干変更はあり得るかもしれませんが、そういうものだと思います。業務方法書も、これに基づきまして業務についてのやり方、範囲、それからその手続等について一般的な方針を定めるわけでございます。これはやはり毎年度変更するということではなく、大体一ぺんつくりますと、それに基づいてやっていくと、こういうものだと思います。ただ、機構の発達によりまして、発展によりまして、業務方法書の変更という形で内容はさらに充実をしていくということは、当然これは考えられます。

○藤井恒男君 そうすると、業務方法書というのは研究のレベル、そして研究の領域を概括的に記載しておくというふうな解釈をしていいわけですね。そうしますと、先ほどもちよつとお触れになりましたが、この機構が取り上げるにあたっては不適当な部門もある。たとえば防衛であるとか治安であるとかいふものがそうだというお話でしたが、この不適当と思われる領域というものは、定款なり、いまおっしゃった業務方法書なりに歯どめとして記載されていくものかどうか、そういうお考えがあるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) まず第一の点でございますが、業務方法書は、先ほど申しましたように、相当長期にわたつてこれが働くわけでございますので、研究の内容となるべきような課題についての詳細な規定をこへ書くというふうなことはないと思ひます。そういうものは事業計画、予算といふか、こうでやっていきたいというところで御理解を願つておいたほうがいいと思ひます。

それから第二の御質問の点でございますが、これは第一条の目的から当然そういうことはつきりしておるとわれわれは考えておるわけでございますが、なお定款の書き方等において、そういった点も御意見の点は十分尊重いたしまして、そういうことが明確にできるものであればこれはやっ

ていくというように努力をしていきたいと思ひます。

○藤井恒男君 衆議院の論議の段階で、研究成果を公表する、いわゆる公開するということになつたわけけれども、まあ公表と同義語だと思ひます。具体的に研究成果を公開するということはどういう形でやるものか。まあ年間にまとめてそれを公文書みたいなもので回すのか、あるいはどういう範囲までをさして公開と言ふのか、その辺のところをお聞きしておきたい。

○政府委員(宮崎仁君) 具体的な方法は考えてまいるかなければならぬと思ひますが、当面考えておりますのは、この成果につきまして出版物としてつくりまして、そうしてこれを関係方面に広く配る、また、一般にこれを実費で市販するということもしていいと思ひます。そういう形でやっております。それから、特に関係の深い分野についてはあるいは中間報告の段階でお知らせをしてもいいのではないかと考えておりますが、そういうことを考えていきたいと思ひます。それ以外に、場合によっては成果についてわかりやすい形で発表をいたしまして、マスコミ等の機関を通じて御理解をいただくというふうなこともいいのではないかと考えております。

○藤井恒男君 市販するということになると、これは利益をあげるわけですね。そうすると著作権というものが出てくるのだけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(宮崎仁君) これは実際に報告書をつくりまして場合に、関係のところにはこれは無料で配付することになると思ひますが、一般の方々に対して、ちよつと官庁の出版物、白書等でもそうでございますが、これをコストでもって売ることができるようになっておるわけですが、ああいうことをちよつと考えておるわけでございます。そういうことによつて得られた収入は、これは大体経費と見合つておるわけでございますが、この機構の雑収入というふうな形で入ってくるという

ことになると思ひます。

○藤井恒男君 そうすると、これは積極的に利益をここで得るということじゃなくて、原価主義でいわゆる公開の義務づけの裏返しとして出していくというふうに解釈したほうがいいわけですね。そうですね。

○政府委員(宮崎仁君) そのとおりでございます。

○藤井恒男君 いまの公開、いわゆる研究成果を公開するところまでは、これはいままでの論議の経過で明らかになったのだけれども、その成果が具体的にこれは実質的なものでなければならぬという一つの取りきめという約束みたいなものがあるわけなんです。そうなりますと、その公開されたものが利用活用されなければ実質的にやないわけですね、緊急的でもない。この利用活用されたことを機構はどのようにフォローしていくのか。

○政府委員(宮崎仁君) これはおとといの参考人の御意見でも出ておりましたが、機構の取り組み課題に対しては、非常に当面重要でかつ緊急、実質的というような問題が多いわけでございますから、その成果は政策指向的な回答を出していただく、こういう政策、こういう政策、こういう政策をとつたらどうか、その場合の常にオールターナティブを考えてやっていくことを言っておりました。そういうことになると思います。したがって、こういった成果が出した場合に、それが行政の分野、あるいは企業の面もあるかもしれないが、そういうところで政策決定に当たる責任をとられる方が採択をするわけでございます。で、そういう結果については、こういう機構でございますから、毎年度のやはり成果というもののについて、これは決算あるいはそういう形をとらないでも、毎年度の一つの成果を見る報告書のようなものをまとめまして、そうしておそらく研究評議会にそういったものを御報告をするということになるのではないかと思います。その際に、この報告に対してはこういう政策なりこういう措置がとられましたというところを書いていく、

こういう形になるのではないかと思います。

○藤井恒男君 研究の成果——成果ということばは本来私には不適当だと思うので、研究結果ですね。レポートとして出るわけで、成果というのはそれが利用、活用されて効果を生んだときに果実になるんだから何ですが、幸いにして採択してうまくいった場合にはいいんだけれども、せっかくの結果を採択してうまくいかなかったというふうな場合だつて私はあると思うんです。その場合に、機構——法人ですが、この法人は義務を私は負うと思うんですね。その辺のところは一般論として、この種の問題はこういうふうになるんですか。一つの委託をかりに受けた場合もありますね。受注した場合もあるだろうけれども、そういう場合に、そこで研究結果を報告書として出すと、それを採用しよう、やってみよう、やってみたと、とんでもないことになったということになると、これは当然私は大きな義務を負うことになると思うのだけれども、どんなものでしょう、その辺のところ。

○政府委員(宮崎仁君) その辺がこういったシンクタンクというものの特徴になるんだと思いますが、先ほども申し上げておきますように、結論を出していく場合に常にオールターナティブを考えていく。そうして、こういう政策をとればこういう効果があるでしょうと、こういうかっこうで二つなり三つの方法を出していくということになるんだと思います。したがって、そのどれを御採択になるかというところは、これは政策決定者の責任でやるべきことであつて、したがって、直接その成果が問われる場合に、機構の責任という問題は生じないと思います。

しかし、こういった機構がいい回答を出し、そしてそれが採択されて効果が出なければ、これはもう意味がないわけでございますから、失敗をしたというふうな場合には、当然機構の評価が非常にそれによつて傷つけられるということになってくると思いますので、そういう点では十分努力をしていくことになる、こういうふうな考えてお

ます。しかし、それは言ひましても、ものによつてはなかなか思ったとおりにいかなかったというふうな場合もあり得ると思います。こういう場合の問題についていま想定をして、どうするかというところをちよつと私もお答えをする用意がございます。せんけれども、一般的にはやはり評価としてそれが響いてくると、こう申し上げておきたいと思ひます。

○藤井恒男君 まさにやってみぬとわからぬということなんだろうと思うんですが、これからいろいろんな方面で、ことに技術的な問題については私はたくさん問題が出てくるんじゃないだろうかという気がするんで、いずれ定款もきまつていくし、評議会も生まれるわけだから、この辺のところはよく詰めておかなければいかぬのじゃないだろうかというふうに思ひます。

別な質問ですが、私、ことしの一月に東南アジアをずつとプライベートに回つてきたんですが、出先の大使館あるいはジェットロなどは、ことに発展途上国との経済協力、それもたゞ金を貸すというところじゃなくて、その国の福祉を増大せしめるにあつた共同開発でなく共同研究ということが必要だということをいろいろ聞かされてきて、もつともだと思つておるわけなんです。そういった意味で、今度せつかくこの種の機構ができるわけですから、私は大いに先進国、たとえばアメリカあたりと提携交流することももちろん必要でしょうが、私は、発展途上国など一つのプロジェクトを組んで共同研究をやるといふことがさうに重要だろふと思うんだけれども、この機構についてはいまのところさういふことに全然触れられておらぬ。大臣、この辺のようにお考えですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 開発途上国、ことにわが国に近い東南アジア諸国との間の提携をもつと深めていかねばならぬことは全く仰せのとおりでございます。政府といたしましては、もつと深く交わりをいたしますためには、ただいま御指摘のような共同研究というふうなことを通して、

その国の発展に力をいたすという方法を今後非常に精力的にやつていかなければならぬと思つております。一般的には技術協力という名前で行われていることが多いわけでございますが、ただいまの共同研究というところは非常に私は重要だと思ひます。ことに農業問題についての共同研究、これはわが国のほうが一日の長があるわけでございますので、大いにこれは必要だと思つております。この機構ができました場合、そういう問題との関連でございますけれども、これはやはり共同研究するということは定款の中に書き得るようになっておりますし、これが国際的な広がりを持つこと、これは当然重要なことでございます。ただいま御指摘のような方向で大いに共同研究をこの機関がやってくれることを期待したいと思つております。

○藤井恒男君 現在、アメリカが一番シンクタンクの歴史も古く、発達しておるわけだけれども、アメリカのシンクタンクの日本への進出ということについて、現状どうなつておるのか。あるいは、日本に二十ほどの民間のシンクタンクが現在あるわけですが、これら民間のシンクタンクとアメリカのシンクタンクとの交流の実態などがあるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 民間で二十ほどシンクタンクがあるということを申し上げておりますが、いろいろの形でアメリカのシンクタンクと協力、提携をしておるのが多いというふうに聞いております。現実にはわが国に進出しておるアメリカの研究所日本支店、これが昭和三十八年に設立をされております。それからフランクリン研究所東京事務所、四十七年二月に設立をされております。それからこれは共同の会社だと思ひますが、日本システム・デベロップメント・コーポレーションというものが四十七年十月に設立を見ております。

○藤井恒男君 これは、アメリカから東京事務所として進出してきているシンクタンクに当然日本の技術者が雇用されておると思うんだけれども、

そういった点ですね、日本の現在の民間のシンクタンクの労働条件といえますか、待遇とどのようなことになっておるか。また、今度機構を設立するわけだけれども、それらの関連でどうなっているかというのを聞きたいんです。と申しますのは、アメリカの場合のシンクタンクというものは経済的な処遇がきわめて高い。それだけじゃないと思うけれども、そのことが大きな原因になって、各分野の一流の専門家が、大学とかあるいは一般の研究所よりもいい処遇を求めて集まっておられることも事実だと私思うわけです。したがって、経済的な処遇あるいは物理的な環境などいろいろありまして、現在の日本のシンクタンクと進出しておるところの関係がどうなっているのか、またこれからつくっていくとする機構はどのような位置づけをしようとしておられるのか、わかつておる範囲でけっこうですから聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) まず、わが国のいまあります民間のシンクタンクでございますが、これは機構によって若干違うようでございますけれども、やはり有能の方に集まっていたというところで、待遇の面ではかなり優遇しておるようでございます。アメリカの水準と比べて同じということにはあるいはならぬかもしれませんが、非常に優遇しておるというふうに伺っております。また、現にアメリカでは、最近御承知のように、宇宙開発その他いろいろのプロジェクトが終ったというところもございまして、こういう研究者の失業者が相当ございます。そういう方が日本のこういう機構に、言ってみれば職を求めるといふようなことも、だいがそういう動きがあるというふうに伺っております。米国からわが国に進出しておるシンクタンクにおいて日本人が雇用されておるかどうかが、特に研究者として雇用されておるかどうかが、このことについては、ただいま詳細な資料を持ち合わせておりませんので、もし必要がありましたら、調査をいたしまして御報告したいと思っております。

○藤井恒男君 科学技術庁来ておられると思うんですが、頭脳流出の現状はどうなっているか。民間のシンクタンクもそうだし、今後機構を持つ場合でも一番大切なのが、プロジェクトリーダーが不足しておるということなんですか。そういった意味で、私はいまアメリカから進出しておるところのシンクタンクに日本人の技術者が雇用されておるかどうかというのを聞いたわけですが、同じような意味で、ひとつアメリカと比べ、いわゆる先進国に頭脳流出の形で出ている現状がわかっておれば聞かしていただきたいと思っております。

○政府委員(長澤榮一君) わが国の科学技術者の海外流出でございますが、ほとんどがやはりアメリカでございます。アメリカの米国科学財団の資料によりますと、わが国の移住科学者などの数は、昭和四十四年度百二十九人、昭和四十五年度百八十七人となっております。これをイギリスとか西独、カナダ等からアメリカに流出している数と比べますと、たいへんわが国は少ない形になっております。ちなみに昭和四十五年のイギリスからは千二百二十七人、カナダからは千四百七十一人、西独からは四百二十三人が米国へ流出していると、こういう形でございまして、また、先ほどのお話にもございましたとおり、アメリカではいま科学技術者の失業状態もございまして、いまわが国では頭脳流出は大きな問題にはなっておりません。しかし、わが国の科学技術者がその業務に専念できるように処遇の改善とか環境の整備をつとめることはたいへん重要なことであると考えておりまして、まあわれわれ常に努力をしているところでございます。それから、シンクタンクのプロジェクターの件でございますけれども、アメリカ等のシンクタンクは、御承知のとおり数十年の歴史があるものでございます。わが国のシンクタンクはいずれもここ二、三年の間に設立されたものでございまして、いわばまだ育っているものでございまして、したがって、われわれも四十六年度からこの

シンクタンクのプロジェクターの養成というような点も考えまして、私も予算を計上いたしましてプロジェクトを、たとえば科学技術庁ですと日本型科学技術開発システムの基本設計というような名前前で調査をお願いしたわけでございますが、その半分の仕事と目的はやはりプロジェクトリーダーの養成であるとか、あるいはシンクタンクで使う科学技術的手法、ソフトウェアエンスといつておりますが、そういうものの振興というものも考えての上の委託をした、こういうことでございまして、今後プロジェクトリーダーの育成という点ににつきましては、鋭意努力をなさなければならない点かと思っております。

○藤井恒男君 韓国のシンクタンク、KISTの人材確保というところに、韓国人でアメリカで働いている学位のある人が千五百人以上いると見られるのでこれを呼び戻すと、こういうことになっておるわけなんです。まあどのようにして呼び戻すのか、処遇を上げて呼び戻すのか、あるいは法律で呼び戻すのか、その辺のところは私わかりませんが、まあ韓国なども現実にはそういうことをやっております。人材が不足しておる機構なんです。わが国でも先日の参考人御両所は、これも人材不足、そのことがむしろこの機構ができることによつて民間シンクタンクは曲がりなりにも三年ほど先行しておるんだから、そこからスカウトされたら困る、むしろその点が脅威だということすら言っておるわけですね。したがって私、いま科学技術庁からもお話があつたわけですが、百数十名の人間はイギリス、カナダに比して少ない。しかし、イギリス、カナダは頭脳流出が起きて困っておるわけですから、そのような対比の上からだけでは私はやっぱり問題だろうというふうに思ふわけです。その辺のところ、さらにどのような分野にどのようなタイプでいわゆる頭脳流出が行なわれておるかというところをよく調べる必要があるんじゃないだろうか、その人をたちまちどうせいいいことじゃないにしても、その辺の原因というものをよく探求していかねければ、私は口で人材確保と言つてもなかなか

なか実効性のあるものではなからうというふうに思ふわけだから、この辺のところもまた設立のときには十分連携をとつてやっていただきたいと思ひます。

それから先ほどもちよつと申し上げたわけだけれども、研究の結果がまずね。その研究の結果といふものは、実際にそれが利用され、活用されていかなければ、その研究の結果といふものが成果あるものかいか評価できないわけなんです。しかし、現実には機構が発足すると、いろいろ研究が行なわれていくことと思うんですが、この研究の結果の評価といふものがやっぱりなかなかきやいかぬと思ふんです。何ば自由だといつても、お前らかつてにやつておれよといふことではないわけなんです。その評価といふものをどういふふうにしていくのか、それはどこのつかさどるのか、たとえば評議会がやるのか、あるいは科学技術庁がそれをするのか、あるいは経企庁がそれをつつとフォローしていくのか、どうですかこの辺。

○政府委員(宮崎仁君) 確かにこういった問題についてわが国の場合には、確たるまだ方式が確立しておらないというのが現実でございます。民間シンクタンクのやり方等を見ておると、内部にこういう評価をする委員会のような制度を持っておるようでございます。そういうところからなり厳格に評価をしているというところがあるわけでおるようでございます。この研究開発機構においても、当然内部においてそういう評価といふことをやっていくということが必要であると思ひます。また、その結果を研究評議会においてある程度申し上げるということも必要になってくるのではないかと思います。いずれにいたしましても、最初に申し上げましたように、この辺についてわが国の場合の用意ははなはだまだ不十分でございまして、方式についても確立しておりませんので、たいへんおしかりをこうむるかもしれませんけれども、この機構の成立後において十分またこういう点についての研究を深めていくという

ことでやってまいりたいと思います。

○藤井恒男君 研究開発の成果に対して対価を支払う場合ですね、その対価を算出するのは、いわゆる研究結果を得るために投下した資本、経費それらを対価とみなすのか、あるいはそのいわゆる研究結果を具体的に利用、活用した場合の果実ですね、それを見計めて対価を払うのか、その辺どうなんですか。

○政府委員(宮崎仁君) 理想的には、やはりそういった頭脳の評価が中心でございまして、成果というものを考慮に入れてやっていただくというふうにした方がいいわけではございませんか、なかなかどうもそこまですぐにはいかないだろうということ、やはりコスト計算的なやり方で出したものを対価として一応いただく、こういう形で委託等はやっていかざるを得ないのではないかと、こう思っております。将来そういった問題について、先ほど申し上げましたが、評価の問題等が確立してまいりましたならば、それに応じてまたこういう点は考慮してまいりたいと思います。

○藤井恒男君 日本の現在の状況は、品物をつくることはきわめて巧みになって、その価値基準というものが明確になるわけだけれども、残念ながら情報のおかげで価値、情報価値というのがまだ日本ではほとんどない、いっていいほど認められていない未知の段階、したがって、せっかくこの種のものができて、価値評価、価値基準というものがなければ、私は同じ研究をしておる研究者、科学者にしても、いわゆる生きがいがないというところになりかねない。企業であればこれはまた話は別、企業に付随するところのシンクタンクの場合にはまた別だと思ふのだけれども、この種の機構の中にあつては、このことは非常に私大切なことだろうというふうに思うのです。

いまの局長のお話では、すべてできてから一ぺんというところで、まことにもって、これではのれんに腕を押しておるようなことで、私はそれでもシンクタンクはやらぬよりやったほうがいいと思つてゐるから、賛成するわけだからあまり深いはい

しないのだけれども、反対の立場なら、そんなことなら全部できてからおやりなさいよと、何を急いでおるのですかということになるわけですね。あの質問者もそういうことを言うのじゃないかと、思うのだけれども、そういう意味で、私はこの価値基準というものを早くつくり上げていくというところをもっと真剣に考えておくべきだということに思ひます。

それから、現在民間の二十ほどあるシンクタンクの利益がほとんどあがつてないというお話でございしますが、マーケット、売り上げは大体どれくらいあるのか、つかんでおたら聞かしていただきたいのです。

○政府委員(宮崎仁君) これは売り上げと申しますが、事業費というのかっこうになっておりますが、機構によっていろいろ違つております。たとえば三菱総合研究所、最も大きいもので約十七億程度、それから野村総合研究所が、これが十四億五千万程度、日本リサーチセンター七億五千万、日本情報サービス十三億、フジミックというのが三億七千万、それから日興リサーチセンター二億八千万、日本工業立地センター二億五千万、国際開発センター五億九百万というふうなものもおもなものでございまして、全体をちよつと眺めてみますと、せいぜい三、四十億程度のものではないかと思つております。

○藤井恒男君 いままで民間のシンクタンクしかないわけだけれども、政府の委託発注はウェットとしてどれくらいですか。

○政府委員(宮崎仁君) この機関についての詳細なデータはいま持つておりませんけれども、私が聞いております範囲では、大政府、公共団体等からの委託による分は二割くらい聞いております。あと四割くらいは民間の機関からの委託とそれから部内からの委託、そういう形で運営されておるというふうに聞いております。

○藤井恒男君 今度の政府の機構ができた場合には、当然いまままで民間へ委託しておつたその二

割のシェアが変化していくと思うのだけれども、そのこととのあつたきなどはどういうふうになりますか、民間の既存のシンクタンクとの関係ですね。

○政府委員(宮崎仁君) この辺は、こういった問題に関する必要性が非常に高くなつてまいつておりました。予算的にも毎年非常な勢いでこういう研究費、委託費、調査費等が増えております。したがって、私もこれはもういつか機構ができて、それがまた動き出して成果も十分出てくるというところになりますと、政府の各省あるいは公共団体等においても予算を取つて、そしてこういうところへ委託をしていただくということが相当出てくると、こう思つております。現在のわが国の財政事情等から見ますと、こういった研究調査に使つておる金というものは、ハードの研究等に比較いたしますと非常にわずかでございまして、それが民間にいままでやつておつた委託調査に直接競合して圧迫をするというふうなことは、まずそのおそれはないのではないかと、むしろ、このようにすることについては調査研究費は今後大幅にふえてくるのではないかと。経済企画庁等においても、相当こういう調査費等は大幅増のほうの予算査定でも十分配慮してもらつておりますし、今後ともそういうふうになつていくのではないかと思つております。

○藤井恒男君 防衛、治安関係の問題は、今度の機構で扱うのは不適当だという御答弁があつたわけだけれども、防衛、治安関係もそれなりに調査研究というものが予算にも計上されておる。それはやっぱり今後機構ができた場合には、民間のシンクタンクのほうへこれは調査依頼ということが従来どおり行なわれていくわけですね、どうですか、その点。

○政府委員(宮崎仁君) この実態を、私詳しくは存じませんが、防衛研究所というものがございまして、相当の予算を持つております。ここから民間の研究機関、一部はシンクタンクもあると思ひますが、そういうところへ委託も出ておるのでは

ないかと思ひます。で、それは項目に、必要によりまして、またその委託先の特徴によつて今後とも行なわれていくことはあり得ると思つております。

○藤井恒男君 フジミックの場合などは官公庁特に防衛庁からの発注が大きい。大体官公庁がこのフジミックの場合には五割ほど占めておるということですね。したがって、この辺のところもこの機構では防衛、治安関係はいけない、せつかくできたがいけないというから今度は民間のほうへいくと。なかなかフジミックのあまり合わないことだと私は思ふんだけれども、また後ほどできたときに、一体どうなつておるか一ぺん聞きたいと思ひます。

それから、いまのお話ですと、機構が生まれても研究という分野がどんどん広まるので、民間への委託発注は今後さらに拡大するだろう、したがって民間との間の摩擦というものはないということではございしますが、民間からのスカウトですね、プロジェクトマネージャーなどのスカウトということではやはり参考人も一番問題だところというふうな言つておられた、この辺のところをはつきりどのような調整をとっていくのか。機構それ自体にも人員はおらんわけですから、たちまちこれはどつから専門家を招いてこなきゃいかん、具体的にどうするおつもりか、その辺民間との調整というふうなことを話し合つておられるかどうか。

○政府委員(宮崎仁君) 確かに現在民間でも、特にこのプロジェクトマネージャーというふうな方は非常に不足しておるという状況でございまして、それを引つこ抜いてくるということになつてまいりますとたいへん困るだろうと思ひます。そういうこともありまして、当面基金構想というところで、民間のシンクタンクとのネットワークを組んで協力してやっていくことと、あるいは民間に委託していくという形でやっていくと思つてゐるわけではございますが、しかし、こういった研究に対して相当プロジェクトマネージャー的な仕事をやっていただけるような方は、大学あるいは官庁

の研究機関、あるいは官庁そのもの等にもかなりおると私も思っております。そういう方々は、現在、公務員制度上の制約とかあるいは大学等におけるいろいろの制約がございますが、そういうことからなかなかうまく御協力いただけないという面もあるわけでございます。今回の機構では、たとえば官庁から出向していただく場合に、身分的に継続ができるような配慮もこの規定として考えておりますし、これは大学にも通ずるわけでございまして、そういったいろいろのことを講じてまいりますが、そして広く人材を求めていくということにいたしますれば、いま民間のシンクタンクで御活躍をいただいている方々をそのまま引き抜くというふうなことでなくてやっていくのではないかと、こう思う次第でございます。

それからなお、この機構ではそういった方々の養成も一方ではやっていきたい、そういうことで、むしろそういう資格を持ち、能力を持った方々を、民間に今度御活躍願えるような方を養成していくということもやっていきたいと、こう思っております。次第でございます。

○藤井恒男君 政府のいわゆるプロジェクトの委託発注という問題について伺います。委託するものが、直接民間のシンクタンクにストレートに委託するもの、あるいは今度できてくる機構そのものに発注するもの、あるいは機構を通じて民間のシンクタンクに発注する、まあこういった手法がとられていくと思うのだけれども、これは先のことだからわからぬといえ、それまでだけれども、大体この機構ができた場合に、その関係がどういふふうになるように見ておられますか。

○政府委員(宮崎仁君) 一応抽象的に申し上げますと、民間のシンクタンクに直接委託をされるというのとは従来どおりでございます。比較的シンクタンクの得意とする分野、単一の機構で処理できるというものがこれは行なわれていくということになると思っております。それから、この機構のほうに委託がされて、そして民間のシンクタンクにさらにこれは委託あるいは助成の形で行なわれてい

くというものがあられるわけでございますが、そういうものはこの機構の目的にも書いてあります。な相当広い分野の人たちを動員し、そして大きな課題というふうなものがそういう形になってくるのではないかと、こういふものがこの機構を通じて委託されていく、こういうふうになるかと考えております。その辺の調整をどうするかは、これは機構で業務方法書等の場合に考えるわけでございしますが、まあ研究評議会というところで具体的にはやはりいろいろ御審議の過程で方向づけをいたします。

○藤井恒男君 その委託する場合に、いま民間のシンクタンクが二十あると、そのそれぞれのシンクタンクに特色があると言ったって、まあまあ大体似たようなもの、大きい小さいいろいろのものをのらうと思うんだけれども、そいつをピクアップして幾つかにグループを組まして、そして委託形式をとるといふならそれはわかるわけだけれども、一つに、たとえば三菱なら三菱にこれは委託する、富士なら富士に委託するということもあるわけですね、その研究の課題によつて。そういう場合、現在二十のシンクタンクがあるわけで、今度のこの法案の中にも、趣旨にも民間のシンクタンクというものを育成しなさいといふことが盛り込まれているのです。

いまあるシンクタンクというものに発注していく場合に、現在もそうであったんだけれども、今後機構ができた上でもそういうことがあるわけだけれども、どのように選考していくのか。そのことが結果的にはやはり受注量がふえていく、売り上げがふえる、だから人が集まり、経験も積むということになり、育成の方法をたどっていくと思うのです。これはまんべんというわけにいかんだらうけれども、何か選考基準があるのか、そういうことなく、ただ、いままでおつき合いをして

おったからということになれば、それはコネというふうになつていくんだけれども、そういうものがどういふふうな基準でやられるのか、お聞きしたいと思つてます。

○政府委員(宮崎仁君) 民間シンクタンクに対しての関係につきましては、委託の場合とそれから助成の場合とございます。そこで助成をしていくという場合には、これは民間シンクタンクのほうで取り上げておられる課題で、この機構の目的から見ても適当と思われるものがありまして、これに、これは単一のものであつても助成をしていくというふうなことになると思つてます。それから委託を受けて実施する場合には、これは単一のものであればむしろ機構を通さずに、その機構が委託を受ける先、どこかの省であれば省が直接やっていただければいいわけでございます。したがつて、この場合には幾つかの機関を動員して、ネットワークを組んでやっていくことになる場合に委託を受けると、こういうふうに一応考えておるわけでございます。

それから、委託をする場合の基準は何かということでございますが、これは当然のことながら、まず有能なスタッフを持ち、能力を持っておるといふことが第一でございます。それから、資金面、経営面で基礎が確立しておるといふこと、それから、この調査研究活動が中立的である、それから、委託テーマの調査研究に関する費用が調査研究の内容に対して適正である、一応そういうことをただいまのところ考えております。

○藤井恒男君 特定のいまおっしゃった基礎がたい、あるいは有能な人材を育てておる、経験がある、中立的である、まあいわゆる優等生なら優等生、そういうものを、今後ふえていけばふえていくものをみながら育成するんだといういき方もあるし、的をしぼつて、ひいてたところを精力的に育成していくという二つの方法があると思うんだけれども、的をしぼつていくことは考えないんですか。全部まんべんなく育成していくとい

うような方法になるのか。

○政府委員(宮崎仁君) この辺ちょっと私も自信を持ってこうだということを申し上げるほど、実は私が申し上げることが適当かどうかという感じもいたしますが、やはりこの機構の性格から見まして、ただいま申し上げましたような委託基準というふうなことに合致する機関があれば、これはやはり広くそういったものを利用していくということがいいのではないと思つてます。やはり何となく、特定の機構と非常に結びつきが強い問題に対してどうしても問題を生ずる可能性があるから、広くやっていくという方針がいいのではないかと、こう思つております。

○藤井恒男君 この機構ができた場合に、先ほど私は各省庁がストレートに民間に委託する場合と、機構そのものに委託する場合と、機構を通じて民間に委託する場合と分類できるというふうな申し上げただけだけれども、これはまあ思いつきみたいなことになるわけだけれども、各省庁が調査研究を行なうにあつては、機構を通じて全部委託していく。一ぺん機構におくして、その機構がいわゆる民間シンクタンクにおくす場合には民間シンクタンクを選択して、そしてここにやらしたらどうだと、そこには評議会もあるわけですからね。そういう方法がせつかく機構ができれば、各省がやっていることは私はわかりませんというよりもベターじゃないだろうかという気がするんだけれども、その点どうですか。

○政府委員(宮崎仁君) この点はやはりこの機構の性格から見まして、そこまでの責任をとらせることがいかにどうかということとはちよつと問題があるかと思つてます。ということとは、何しろ非常に広い分野の研究開発を行なえるようにしてあるわけでございまして、こういうことに限しては関係省も非常に多い、公共団体も非常に多いわけでございまして、したがって、いろいろの形で委託研究等が行なわれると思つて、そういうことについての情報を全部集めておくということ

質問をいたしておりますので、この法案が各方面の意向を反映して民主的に作成されたというものではない、このことを私は確認した上で、この法案がほんとうに国民のために役立つものとして運営されるのだろうか、あるいは国民のためとは言

ものになってしまふのではないだろうかという根本的な問題をめぐりまして、幾つかの質問をこれからしたいと思いますが、皆さんがこの立法に先んじて学術会議の意見を求めたのかどうかという点をまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 科学技術庁の局長のほうからお答えを願うべき筋合いだと思ひますけれども、学術会議が、いわゆるわが国におけるこういった学術の最高水準の方々を組織いたしましたので、そしていろいろの基本的な問題について御審議を願ひ、御答申あるいは御意見を出していただくというところで運営されておることは承知をいたしておる次第でございますけれども、従来、こういった機構につきましてもいろいろものをつくるべきかということについて直接諮問をしたというものは、非常に例が少ないのでございまして、私どもは科学技術庁、通産省というところと、いろいろ御相談しながらやっておりますというところはもう御説明したとおりでございますが、特に科学技術関係についての問題ということで、これは学術会議に対する科学技術庁が窓口としていろいろ御接触をさせていただいておりますので、そういう形でそのほかのほうとの関係も十分考慮して法案の作成、構想の確定ということについて御意見を出していただいた、こう信じておる次第でございます。

現実の問題として、確かに諮問というようなくかっことはとっておりませんけれども、ただいま申しましたような形で、現実問題としては、学術会議の会長さんが議員となっておられる科学技術会議というところとの関係も十分科学技術庁において調整をされまして、そうして構想が出され、それを受けてこういった機構がつくられたという経過から見まして、学術会議の御意向といえますが、そういったものを十分しんしゃくされておるものと、こう考えておる次第でございます。

ておるんですか。日本の学術界における学術会議の立場ですね、それはどういふふうに評価をしていらつしやるのか。また、今後この法案の運営について学術会議の意見を求めるといふことを考えておるのか、一切そういうことは考えていないのかという点をもう一ぺん伺っておきましよう。どういふふうに評価しておるか。

○政府委員(宮崎仁君) もちろん、日本の学術の最高の方々を集めてつくられた会議でございますから、そういった問題に關しての最高の権威である、こう私も承知をいたしております。そうして、このシンクタンクについての問題につきましても、主として科学技術関係というを中心にして、科学技術庁が学術会議との関係をアレンジしていただくということ、それが科学技術会議という形で学術会議の会長さんも入っていただいておりますので、そういうことで方針の決定、大體の構想の決定というふうなことに御議論をいただき、御了承いただくというふうなことでやってまいりましたわけでございまして、今後ともこういった、これは科学技術関係は科学技術庁でございますが、さらに総理府の学術会議事務局というほうにも十分御連絡をとりまして、そして今後の運営にあたつてもいろいろと御意見あるいは御示唆をいただくというふうなことはつとめてまいりたいと思つておる次第でございます。

○須藤五郎君 これは小坂大臣の意見も聞いておきたいのですが、いまの答弁によりますと、政府当局としては、日本学術会議は日本最高の方々の集まりだといふふうに認めておる。そして今後ともよく何事にかかわらず学術会議の意見を求めていきたい、こういう御意見だったように思ふのですが、大臣もそういう御意見のもとにこの法案を運営していこうと、こういうふうにお考えになつておるのか。また、この法案のみならず、日本学術会議は日本の最高の方々の集まれた団体である、だから日本のこういう面に対しては、一そう学術会議の協力を求めてまいらなければならぬといふふうにお考えになつていらつしやるか。

〔理事鈴木孝弘君退席、委員長着席〕

それともう一つ、学術会議の会長さんがこれに入つておるとおしやいましたが、それは学術会議の代表として参加していらつしやるのか、それとも個人で入つていらつしやるのか、たまたまこの入られた方が学術会議の会長であつたといふことなのかどうか、そこをちよつと伺つておきたい。どうぞ大臣、はつきり答えてください。

○国務大臣(小坂善太郎君) 日本学術会議は、学者の方々が集まつて設立せられておる最も権威のある機関であるといふふうに私は承知をいたしております。これとの接触は、窓口といつたしまして科学技術庁が当たられるという点で、われわれは、この機構がそういう方々と接触する窓口としては科学技術庁にお願いしたいと思つておる次第でございます。

それから、科学技術会議の点でございますが、これは私、個人かどうかという点、突然のお話で、あまり実は正確に存じないと申し上げるのが一番正直なところでございますが、やはり何個人としてではないかといふふう聞いておりますが、間違つてはいけませんから、事務局から補足してもらいます。

○政府委員(宮崎仁君) 科学技術会議は、これは総理大臣の諮問機関という形で運営されておるのでございます。したがつて、その議員は内閣総理大臣の任命によるわけでございます。そしてその学術会議の会長さんは、これは慣例として常に議員になるということになつておるようでございませう。その形が個人としての資格でやつておるのかどうかという法律上の問題になりますと、私もちよつとわかりませんけれども、慣例としてやつておる、こういうふう聞いておりますが……。

たいへん間違ひまして、失礼いたしました。「議員は、次の各号に掲げる者をもつて充てらる」といふことで、「日本学術会議会長」ということがございまして、これは個人ということではなくて、公的な立場の会長ということでございます。たいへん失礼いたしました。

○須藤五郎君 わかりました。それじゃこの問題は、この程度にしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

「資本金」、四条の關係について質問をいたしたいと思ひますが、この総合研究開発機構の資本金は、国と国以外の者とがそれぞれ初年度三十億円、五年後百五十億円、最終的には三百億円の基金を集める計画であると、こういうふう聞いておりますが、国以外の者とは一体だれなのか、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 「政府以外の者」として考えられますものは、地方公共団体、民間企業、それから各種団体等がございまして、このうち地方公共団体は、まあ政府とや似た性格になるわけでございまして、特に公共団体から幾らというふうなことをきめておるわけではございません。しかし、問題の性格によりましては、相当これは各地域にかかわるような課題も取り上げることになるかと思ひますので、公共団体からの御出資をいただくことになるかもしれません。それから民間企業、これにつきましてももう申し上げるまでもございせんが、広く各方面からいただきたいと思つております。各種の団体等についても、これは財団その他いろいろあると思ひますが、そういったものからも出資を仰ぎたいと考えております。

○須藤五郎君 そうすると、地方自治体もこの中に入るわけですね、そうですね。

○国務大臣(小坂善太郎君) そうでございます。

○須藤五郎君 国以外の者で出資に応ずるのは、この機構の設立に賛同してのことであると思ひますが、政府はこの法案の準備過程におきまして民間の意見はお聞きになりましたか、また、地方自治体の意見はお聞きになりましたか。

○政府委員(宮崎仁君) まず、民間のほうから申し上げますと、この四十六、四十七年度と二カ年間準備調査をやつてまいりましたが、この過程におきまして、まず民間のシンクタンク関係の協議会がございまして、そういった方々と十分意見交換を

いたしております。それから、いわゆる財界という方々に対しても、これは財界そのものでシンクタンクをつくらうというふうな構想もいろいろございまして、そういった面での御意見のある方もたくさんございまして、そういう面に対してもこういった形のものをつくりたいということについては御説明をさせていただきます。

それから公共団体でございますが、公共団体につきましては、実はこの成案の過程では、もう少し公共団体については確定した形で入っていたらどうかというふうな意見もあったわけでございますけれども、また一方からいいますと、どうも地方財政の面から見まして、それを制約するようになつてくるといふこともございまして、特に明示することは避けたいわけでございますが、自治省、それから自治省を通じて知事会とかあるいは市長会というふうなところに、こういう法案を出しますという御説明をしてございまして、趣旨には賛成をさせていただいております。どの程度この出資をするのかなんかという、そういう具体的な話にはまだなっておりませんけれども、この設立がきまりましたならば、そういった御相談にひとつ乗っていただこうと思っております。

○須藤五郎君 地方自治体といえ、日本全国のどの自治体と限らないですべての自治体にそういう話はしておくと、そういうことで、それで、でき上がったらもう具体的な話を御相談申し上げたい、こういうことですか。

○政府委員(宮崎仁君) 地方自治体と申しましても、個々の自治体にお話しするというのは困難でございます。自治省を通じて、普通地方六団体と言われているところ、そのうちで全国知事会とかそういったところに対しては私のほうから御説明いたしました。それで町村会等につきましても、財政規模等から見ましてもよくとすぐには無理ではないかということで、大体知事会、市長会というふうなところに御説明をしてあ

るということでございます。

○須藤五郎君 そうすると、東京都をはじめあらゆる大きな地方自治体に対しては相談がしてあると、こういうことですか、どうなんですか。どこどこというふうにもいえるならば、こういうところには御相談いたしましたというふうにお答えになったら一番いいと思いますよ。

○政府委員(宮崎仁君) 個々の公共団体には実は直接御説明いたしております。全国知事会という形で知事会の事務局長さん並びに事務方の方に御説明をするというふうな形でやっております。

○須藤五郎君 最後に相談かけて金を出してもらうとなれば、その知事会が金を出さなければ、やはり個々の自治体が出資するということになると思うんですね。だからそういう場合は、知事会とか市長会とかそういうところよりは、やはり各府県にはちゃんと具体的に御相談かけたほうが私はより現実的だと思ふんですが、それはどうしてなさなかったんですか。

○政府委員(宮崎仁君) これは私も個人的なことになりますが、地方自治体におつたこともございますのでよくわかつておるわけでございますが、やはりこういう形で出資等を求める場合には、全国知事会とか市長会というふうなところで議決をしていただくことになるわけでございまして、今の場合、たとえば府県関係で何億円かというふうな確定した話をするのであると、これはむしろ知事会において常任委員会のようなものがございまして、そういうところで御了承をとってからやるということになるわけなんですけれども、まあそこまで確定した話の成立の段階までやれないということになりましたので、この法案が成立いたしましたならば、そういった形を通じて方針決定していただく、そしてそれぞの公共団体において予算化をしていただく、その場合に必要がございすれば、もちろん個々の公共団体の方々にわれわれ御説明をしたい

と、こう思っております。

○須藤五郎君 それだけに私は、やはり各府県の方々に、私たちがこういうことを考えておりますと、いかがなものございませうかという意見を求めたい、ものごきまうから金を出せといつて出資を押しつけるような形はまずい、こう思ふんですが、あなたたちの考えているのは、何だかこう逆のような感じがするんですが、小坂さん、こういうやり方でどうでしょうか、ほんとうの協力が得られるんでしょうか。みんなそっぽを向いてしまつたら困ると思うんですが、やはり私の言うほうがまともな考え方のように思ふんですが、どうでございますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) なかなか実際の考えと思ふぬかという御質疑は、私も須藤委員の仰せられることはなかなか実際のではないかと思ふますけれども、ただ四十六、四十七年に一億五千万円使ひまして、この法案に至るまでのいろいろな準備行為のようなものをつたつたわけでございますけれども、その際に、いろいろ地方長官の方々に、これは市町村の方々にある程度、正式でございまして、ある程度、いわゆる打診のような形でお話してあるというふうな承つておるわけでございます。ただいま宮崎局長が申し上げましたように、官崎局長も実は三重県の副知事をしておつて、その知事会の内容等も存じておるわけでございますけれども、まあやはり知事会でもってやろうと持っていくというふうなきめて皆さんのところへ持っていくというふうな慣行のようなものがあるというふうなございまして、そういう点で須藤委員の仰せられることも私よく理解できますけれども、こういう方法をとつたということで御理解を賜わりたいと思ひます。

○須藤五郎君 こういうことを私はなぜ問題にするかと申しますと、その次の質問と関係があるわけなんです、国以外の者の出資ということがありまふ。その出資金のうち、政府は、地方自治体と民間企業の出資比率はどれぐらいと考えていらっしゃるか、これと関係があるんですから私

はそういう質問を申し上げたのです。

○政府委員(宮崎仁君) 公共団体側からどの程度御出資をいただくかというところは、全くいまのところ未確定でございます。かなり公共的な分野を大きくやるんですから、国と公共団体が中心になつてやつてはどうかというふうな構想も一時あつたんですが、どうもそれだけでは、やはり問題の性格から見ても非常に何と云いますか、広い分野のことが多くありますから、あらかじめ確定してこれだけを負担していただくというやや押しつけといつては失礼でございますが、そういうふうなことは目下のところ白紙という状況でございます。まして、法案が成立しましたならば、自治省を通じて御相談をいたしたいというのが現状でございます。したがって、民間企業につきましても幾らということもきめておられませんけれども、先ほどから申し上げておりました、これは個々の企業、業界の範囲も非常に広く、また、この各種の団体等も含めて広く資金を集めたいというふうな考えております。

○須藤五郎君 どうも地方自治体、公共団体からは幾ら出してもいいことはまだ何もきめてない、そういうことを聞くと、むしろ地方自治体などからは出資を受けないほうがいいんだ、そのほうがけつこうなんだというふうな考え方が腹の中にあるために、地方公共団体に積極的に働きかけないと、それから比率もまだ考えてない、その場でやつていくんだというふうなそういう答弁のように私には聞こえるわけです。地方公共団体に参加してほしいという気持ちがあるならば、もう少し積極的に準備活動の中で御相談をしていくという姿勢が私は正しいように思ふんですが、どうも皆さんの答弁を聞いてみると、まあそれはそれでいいけど、こういうふうな感じを受けるんですが、どうなんですか、そこ。正直に言ってくださいよ。

○政府委員(宮崎仁君) たいへん私の答弁がへた

で、誤解を受けたようで申しわけございませんが、決してそんなことはございません。公共団体からもできるだけひとつ多く出資をして参加をしていただきたとわれわれほんとうに考えておるわけでございます。ただ、何ぶんにも予算がきまり、法案は出すという非常に忙しい時期にそういうお話をしたものでございますから、しかも、この機構が毎度御指摘をいただいておりますように、どうもこういう内容のことであつて、こういうメリットがございませうというやうな、びちつと御説明するやうなものになかなかありません。御説明するやうなものになかなか公共団体についての具体的なお話というところまではいかなかったというところでございまして、これはもう決して消極的なつもりはございません。で、これから努力をしてまいりたいと思つております。

○須藤五郎君 まことにこれは、倉卒の間にこの案を組み立てられて、非常に準備が不足しているように私には受け取れます。だからいろいろの面で私はこの法案の中には、不備な点があるに非ずと出てくるのではないかと懸念がこの法案を読んでおつてもするわけなんです。それがそういう点であつておられるように思ひます。

その次に、外務省の方に聞きますが、国際交流基金の現状ですね、特に民間の出資は一体どうなつておるかというのを伺いたいと思ひます。

○政府委員(堀新助君) 国際交流基金の現状が御質問の最初でございますが、御高承のとおり、昨年十月二日に発足いたしました順調に各種の事業を進めております。その各種の事業は多岐広範にわたりますので、さらに御質問に際してお答えさせていただきますが、御質問の要点であつたかと存じます民間からの出資の点でございますが、現在までに約八千七百万円の民間からの資金協力を受けております。

○須藤五郎君 国の出資はどれだけですか。

○政府委員(堀新助君) 国の出資金は現在までに百五十億円、そのほか昨年度約三億、本年度約七億円の補助金というものがございまして、

○須藤五郎君 そうすると、国の出資は昨年十月で五十億円、ことしまた五十億円、さらに追加したものが五十億円でしょう。このほうが正確でしょう、あなたのおっしゃったよりは。それで合計百五十億円ということになるんですよ。私ちゃんと数を持っていますので、正確な数字をおっしゃってくださいよ、ごまかさないで。それで民間は八千万。一億じゃないですか、八千万ですか。

○政府委員(堀新助君) 八千七百万円でございまして、

○須藤五郎君 八千七百万円。ところが外務省の国際交流基金は、最初もう少し民間の出資を予定していらしたんじゃないですか。国の出資と民間の出資の比率が、一億として百五十対一ですよ、これは。こんな出資比率は考えていなかったんじやないですか、どうですか。どういうふうな比率を考えてこれは出発なつたんですか。

○政府委員(堀新助君) 昨年、国際交流基金法を国会で御審議いただきましたときに、当時の外務大臣も答弁いたしておりますけれども、民間と政府との出資金の比率というものははっきりしたものは考えておりませんでした。ただし、先生御指摘のように、昨年発足後、民間からのさしあつた資金協力は約一億円を見込んでおつた事実はございまして、

○須藤五郎君 私、出資比率を考慮しないで出発したということも、これまた少しおかしいと思つたことですね。こういう問題、出発するときは、国と民間というものを投資団体として考えた場合は、国からこれだけ出して民間からこの程度出してもらわなければならぬという、そういうそろばんを置かないと実際は仕事はしていけないんじゃないですか。それで、最初は民間からは一億円という目標を立てたと、ところが、その一億円にも達せず八千七百万円だと、こういうお答えですね。まだ一億円にも達してない。こういう状態では、私は今後この法案にも関係してくるのじゃないかという気持ちがあるんですね。

国際交流基金の民間出資の状況はいま聞いたような状態です。また、民間のおもなシンクタンク十七社の資本金を合計してみますと約六十億円なんです。これから見ますと、政府以外の者の出資ですね。今度はシンクタンクのほうですよ、私がいま話をしてゐるのは、百五十億円は相当大きな金額だと、こういうふうに見えるわけです。政府は、国以外の者の出資金が初年度三十億円、五年後百五十億円確実に集まるといふめどを持っていますから、その法案を出されたと思ひますが、そのめどは一体どのようなものか、確実に集まると断言ができるものかどうか、こういうことをお尋ねしたい。それは先ほど質問しましたような外務省の国際交流基金でも、民間の出資が、百五十分の一に見積もつても、その百五十分の一も満たないというやうな現状の中で、政府と民間とが対一というやうな比率でこれができるかどうかというところに私は大きな懸念を持つわけなんです。どうですか、確実に集まるといふふうに断言できますか、政府当局。

○政府委員(宮崎仁君) このシンクタンクといひますが、総合研究開発機構をつくりますまでにすでに二年有余の準備期間を置いてやっています。わけでございますが、いま御指摘のございましたように、民間のシンクタンクもいろいろできておるべきではないかというやうなことで、たとえば一千億財団構想とが、そういうやうなものが打ち出されたこともございます。そういうことでございまして、私も今度の機構をつくるにあたりましては、大体こういう構想でやりたいというところで、先ほど申しましたように関係の部面には御説明をいたしてございますので、その際、そういうことであればぜひそれは協力的に考えていきましようというのを、それぞれの御意見としていただいておりますが、具体的に何年度幾らというやうな金額をまだ申し上げるやうな段階ではございませんから、確実に百五十億だ

じようぶかと言われると、それはいまのところまだ計画であるということをお願いするしかないと思ひます。

しかし、先ほど申しましたやうに、こういった必要性が非常に高まり、そして現実に相当大きな規模のシンクタンクをつくらうではないかというやうな構想がいろいろあるというところから見ても、この機構の目的に照らしまして御賛成が得られるならば、これはいまわが国の持つておる経済力から見ても、この程度の資金を集めることはそんなに困難だといふふうには考えておらないわけでございます。つききやうの新聞あたりで、三井関係のグループが相当の金額の何かこういったものをつくりたいなんといふことも出ておりましたし、その他のいろいろのことをわれわれは聞いております。特定の分野に片寄つてはなりませんけれども、しかし、そういう動きが非常に強く各方面で出ておるといふこの状況から見まして、ぜひこういう構想をやつてまいりたいと思つております。

なお、民間からの資金の集め方は、出資ということをしてまえにいたしておりますけれども、これは場合によつては一部寄付金ということも考えてもいいのではないかと思つております。

○須藤五郎君 大臣はこの政府当局の答弁をどういふふうに関心していらつしやるか。私は何だかあまりたよりにならない当てをたよりにして、そして政府当局がひとり相撲をとつてゐるやうな感じがしてはたがたないですね。それはよほどいいえさでもつけば、代償でもつけば、それは民間があるいは投資するかわかりません。しかし、このたてまえは何ら代償がないということがこれは原則なんですよ。外務省がやつたあれも代償はないですね。そうすると、百五十分の一を外務で募集しようとしても、一億円しか集まらない。それすらも集まらないやうな現状で、代償のない金を、百五十億というやうな金を民間がはたして出資するかどうか。あなたたちは出資するだろうと、こう言う。で、きょうでも何かそういう反応

があつたというような、それは民間会社は何か代償を求めておるということですが、私はそういう判断します。大臣、代償のない金百五十億を民間が出すでしょうか。私は非常に心もとないという考えなんです。どうでしょうか大臣、必ず集まりますか、これ。

○国務大臣(小坂善太郎君) なかなかむずかしい問題だと思ひますが、まず百五十億もさることながら、最初の三十億、これすらもこれは相当困難だと私は思つております。しかし、それを可能にするにはやはり設立の発起人の人選とかあるいは会長になる人の風格、人望、そういうものも相当あるんじゃないかというふうに思ふんでございます。で、この外務省の交流基金の問題が取り上げられましたわけでございますが、これはまさに若干のそらばん違いがあるというふうに私は言つていいと思ひます。しかし、これは今日出海氏が理事長になつておるわけで、やはり何といひますか、仲間意識のようなものから集めていかなければならぬと思ひます。これはあるうかと申すのでございます。

しかし、このシンクタンクの問題は国際交流が必要であつて、民間がその面で大いにやらなきゃならぬし、政府もこの必要に応じて新しい政策としてこれを進めなきゃならぬといふことの必要性と、民間がこれに非常に食欲を感じて資金を出そうといふ、その度合いがやはり私は公平に言つてシンクタンクのほうが大いによいんじゃないかというふうに思ふわけでございます。これはもう直ちにギブ・アンド・テイクのような関係で、金を出したからすぐリターンがあるといふふうなことはこれはないと思ひます。また、大きな目から見ると、公害の問題等についてはどうすればいいというふうなことが出ることは、これは民間の企業にとつても非常に望むところでございますので、問題はやつて行き方で、これは非常にむずかしい問題でございますが、私もこれを提案している責任者でございますから、何とかひとつものは仕上げ

たいと、こう思つております次第でございます。

○須藤五郎君 それでは質問を次に移しますが、政府は、国以外の者の出資が初年度何億円集まればこの機構を認可するつもりでいらつしやるのか、この機構が官民共同であるという以上、民間の出資にも一定の水準があると考へます。その水準は一体何億円というふうに考へていらつしやるのか、お答えを願ひたい。

○政府委員(宮崎仁君) 大体原則、一対一と考へておりますので、本年度三十億円というところで民間の出資を集めていくという計画でまいりたいと思ひます。ただ、年度の途中で発足でございまして、現実に出資としてそれだけの金が払い込みにならないれば発足しないというふうなことで、非常にたかくなりまして、そういう見込みが大体つけばやつていくと、こういうつもりでございます。

○須藤五郎君 だから私は最初に、初年度に何億円集まったらこの機構を承認するんだと、認可するんだというのを聞いておるんですが、これはあなた三十億、三十億で六十億でしょう。民間三十億とあなたはいまおっしゃつたように思ひますが、すると、政府もそれと同じ同額出資として六十億ということになるんですが、初年度一億六十億の金が集まるのかどうかというところは大きな問題ですね。で、どれだけ集まったらこれを認可するのとか、一億でも認可するといふのですかどうなんですか、そこは。

○政府委員(宮崎仁君) 先ほど申しましたように、政府出資三十億、民間三十億という計画でございますから、その六十億の出資について、つまり政府はいいわけでございますが、三十億の民間出資についての見通しがつき、そして相当金額の払い込みも実際に進められたという段階で発足をしたいのではないかと、こう思つております。

○須藤五郎君 現金を握らなくても見通しということでもう見込み発足をしまわれるのか、六十億円必ず入るといふ見通しが立つて、そして確実性ができたらこれを認可するの、それがな

かつたら認可をしないのかと、こういうことになるわけですが、そこはどうかですか。

○政府委員(宮崎仁君) この辺はいろいろ実関係者の間でも議論しておるわけでございます。それで本年は三十億なんですね、なかなかこういう出資を仰ぐ際のやり方といたしまして、全体構想を持ちまして、そして全体構想に基づいてそれぞれ分野で出資を考へていただく、そして当年度の払い込みはこれだけと、こういうふう

にいたしませんと、うまくいかぬといふことの方であります。したがって、私ももととしては大体百五十億、百五十億と、三百億構想ということを一応言つておりますが、そういう構想によつてそれぞれの分野にお考えを願ひ、そして本年度は三十億に相当する金額を出していただく、こういうつもりでございます。それがまあ――

○須藤五郎君 私はそんなことを聞いてゐるんじゃないんですよ。どれだけ集まったら認可するの、かといふことを言つてゐるんですよ。そこをはつきり答えなきゃだめですよ。

○政府委員(宮崎仁君) 何億円集またらという、それは六十億という見通しが立つといふことでございまして、一億や二億ではこれは問題にならぬと思ひます。やはり大体これに近い数字が確保できるといふ見通しが立たなければいけない、こう思つております。

○須藤五郎君 株式会社をつくるとすれば、これは小坂さん御経験があることだと思ひますが、ここに百億の株式会社をつくらうとする、それで百億の株を募集しますね。これがちゃんと満株にならなければ株式会社といふものは出資できないわけですね、これは。そうでございます。百億の資本金の株式会社をつくつた、ところが、その株に対する出資者が十億や二十億しか株が集まらないうような状態では、株式会社といふものは成立しないと私は思ふんですよ。ところが、あなたたちの三十億が見通しだと、三年後には百五十億が見通しだと、見込みだといふけれども、現実に幾ら金が集まったら認可するんですかと

いうことに対しては答えなくて、見通しと、こう言うんです。見通しじゃないんですよ。やはり見通しじゃあぶないんですよ。ほんとうの金が集まれば、現金を握らないとこれは仕事ができないじゃないですか。見通し、見通しでいっていきんじや、私は危険だと思ふ。それはほんとうにずさんな私は考え方のようになつておるんですよ。これは失敗しますよ、そんなずさんなものの考え方ではないから。私はそういう心配があるからこういうことをよく質問してゐるんですよ。小坂さん。

○国務大臣(小坂善太郎君) いま局長のほうから申し上げましたように、三十億はこれは政府が出す予算でございます。これは間違いない。それで、あとの三十億がどうかというところでございまして、私もそれはそれだけの募金の能力のあるような方にひとつお願いしたいと、こう考へておるわけでございまして、それがそれじやどのくらい集まったら発足するかという非常に急所をついたお話なんでございまして。局長が申しましたように、私も三十億の見通しがついたら認可していいんじゃないか、こう局長は言つてゐるようなふうに思つてゐるわけでございまして、これがいま須藤委員の仰せられますように、それじや三十億集まると考へたら十五億しか集まらぬじゃないか、その場合どうするんだといふことでございまして、私はやはりこれはあとの十五億は予定ができてゐるわけですから、一応発足してその範囲で仕事をしたいと、集まり得る範囲で仕事をしたいと、ことよりしようがないんじゃないかといふふうに思つております。

これは非常に一番悪い場合を想定して申し上げるんで、私も政府答弁式に申し上げれば、これは三十億ちゃんと集めまうと、だから御心配要りませんと、こう申し上げるところでございけれども、せっかくなのでお話しですから、ほんとうにうちうちの気持ちをお話ししますと、やはり見込みは見込みとして立つて、そこにだんだんおくれるところもございまして、おくれるといふのはおくれた範囲を除いた範囲で始めるといふことよりしようがな

いんじゃないかと思ひます。

○須藤五郎君 小坂さんの正直な話を私も信用して、それで質問を次に移りますが、そうすると見通しどおりいかなくて、かりに政府だけの出資で終わっても、要するに、認可をして出発をする、こういうふううに理解していいですね。政府が三十億出すと、民間から募集したのがかりに一億であろうと十億であろうと認可をすると、こういうふうに理解していいんでしょう。

○國務大臣（小坂善太郎君）それは極限の場合でございまして、片方が三十億、片方がゼロという場合は、これは機構の設立はできないというふう
に思います。ただ、それがいま申し上げたように
半分以上もうすでにあると、あと半分はもうじき
というような場合には出発して、それじや満ぱい
になるまでは集まった範囲でやっていくよりしよ
うがなからうというのが私の考えでございます。
○須藤五郎君 何だか私、質問しておつておかし
い感じがせざるを得ないんですが、非常にその
場、当座しのぎの考え方のような感じがして、何
だかちととした正確性を、確実性を非常に欠く
ような感じがするわけですね。

○國務大臣（小坂善太郎君） 私の答弁があまり、こ
うはつきりしないという御指摘でございましたが、私はま
あこう申し上げてこの法案通していただく以上は、三十
億圓とにかく必ず集めるようにいたしたいと、こう思
つておるわけでございます。しかし、おまえはそう思
つていても集まらない場合はということなので特に申し
上げたわけではございませんから、正式の答弁として
は、三十億圓集めて六十億圓で発足いたしますと、こ
ういうふうにお聞き取りを願いたいと思います。

○須藤五郎君　この機構への出資金は持ち分の私
でも戻しもありませんね。それから配当がつくわけ
でもございません。しかし、財界や大企業はこれ
に出資する以上は何らかの直接的、間接的利益を
期待しておると私は思うんですが、それは何を求
めておるといふうにお考えになりますか、どうで
ございましょうか。

○政府委員(宮崎仁君) 確かに御指摘のように、この出資に対しては配当ということもございませう。したがいまして、そういった直接的な結びつきということはないわけですが、先ほど申し上げた長官の御答弁にもございましたように、この機構が取り上げる課題といいますのは、確かに公共的、国家的にも非常に重要な問題でございまして、出資をされる公共団体、民間、企業、そういったものにとっても非常に重要な関係を持つてくる分野であろうと、特に緊急かつ具体的な問題というようなことでたとえば環境問題であるとか、あるいは交通問題でありますとか、いろいろのことが問題になるわけでございますので、そういった広い形での恩恵がある。そういうことで御理解を願いたいと思っておる次第でございます。

○須藤五郎君 委員長 ちよつとお願ひしておきますが、この法案、いろいろな問題を含んでいるんですが、實際は、それで私は百分という時間を割り当てられておりますけれども、まだいままでのところ質問は三分の一しか済んでおりません。しかし、きょうじゅうに質問をしてこの法案をやはり上げてしまいたいと私も考えておりますので、多少の時間は延びることはお認め願ひたいと思ふんです。私もまじめに考えて質問しているんですから。

○委員長(佐田一郎君) なるべく早くお願ひします。

○須藤五郎君　そう御丁承願いたいと思います。政府は、出資金を出した民間大企業や財界の関係者をこの機構の役員や評議員に選ぶことによって、この機構の運営をまかせることを考えておるのではないだろうか、出資する大企業の側も、そのことを期待するとともに、この機構からの大きな助成を目当てに出資するのではないだろうか、こういうふうには私には考えておりますが、その点はどうでございいますか。

○政府委員（宮崎仁君）　この機構の役員となるべき方々につきましては、先ほど大臣の御答弁もございしましたように、こういった問題に関して非常

に見識が高く、外部から見ましてもなるほどと思われるような方になっていただきたいと、こういうことでございますから、したがって、それが直接出資なりそういったものと結びついて出てくるというようなことは私ども考えられないと思います。ただ、この発起人という形で十五人からの方々がまず発起人となっていたくわけでございまして、そういった段階で当然この会長となるべきような方も予定されてくるわけでございますので、したがって、広くそういう出資をされる方々の支持が得られるような方がむしろ役員になっていただく、こういうことでやってまいりたい、こう思っております次第でございます。

○須藤五郎君　もつと質問したいんですが、あまり時間が長くなってもお困りだろうと思います。が、五年後の基金が三百億円になるのですね。そうすると、予算が年間二十億圓くらいになると思うんですね。その使途につきましてはまた別に質問をいたすことにいたしました。それで次の質問に移ることにいたします。

役員、評議員の人選その他について質問をしてまいりたいと思いますが、この総合研究開発機構が民主的に運営され、真に国民のために役立つためにはそれにふさわしい人を得ることが必要だと私は考えます。しかし、法案を見ますと、この機構の人事は総理大臣が認可することになっております。これでは、真に国民のためにこの機構を民主的に運営するにふさわしい人が選ばれるかどうか、はなはだ疑問と言わざるを得ないと思うんです。総理の認可する役員は、結局総理のお氣に入りの人物、認可本位の人物になるのではないだろうかという危惧の念を持たざるを得ないでございしますが、総理のお氣に入りの人事といえますならば、最近では小選挙区制区割り委員会の人選の例を私は思い出さざるを得ないです。また、国の各種審議会のメンバーが財界に牛耳られておる現実があります。それはここに新聞の切り抜きがあります。名前を言えとおっしゃるならば私は名前を言いますが、国の政策決定に重要な役割りを

果たす各種審議会に財界人が多過ぎる、九人の構成中八人が財界人という審議会もあるということが指摘されております。そういうように財界人が非常に多いということですね。一例をあげますならば、東北開発審議会など地方開発審議会は、会長や学識経験者ということで大企業の社長クラスの財界人がずらっと名を連ねておるわけですね。そういうふうに見てまいりますと、総理お気に入りの財界本位の人物がたくさん入ってくるということになると思います。政府は、役員や評議員の人選にあたりまして、財界本位のお気に入り人事をやらないとはっきり言うことができるのかどうか。役員、特に権限の強い会長や理事長の資格基準をどのように考えていらっしゃるか、この際伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この機構は、全く本邦においては初めてできる機構でございますので、それだけにいろいろ前途の運営に対しての御懸念もあらうかと思ひますけれども、私はこれだけ政府が出資するのでございますから、やはりその人選について、総理大臣が政府の責任者として意見を言うことができるという立場があることは当然であるというふうに考えておる次第でございます。それではどういう人が委員になるのか、會長あるいはその研究評議員になるのかということでございますけれども、まあこれは最初に設立の発起人ができるわけでございまして、その発起人の人選は、できるだけひとつ公平に各種の研究分野から見ても、この人たちならばということを考えたいと思ひますが、それと同時に、やはり資金能力のある人でないと、先ほど御懸念もございまして、なかなかな一般からの出資、地方団体を含めての出資というものがむずかしかるうかと思ひますので、そういう点も考慮してまいりたいと思ひます。

他の研究評議会の評議員というようなのは、これはむしろ発起人が選んでくれるわけでございまして、正直に申しまして、私の立場はいまそういう人選については全く白紙でございまして。

しかし、いざ相談には乗らしてもらうことだと思ひますんで、その際はできるだけ公平に扱いたいと、こう思つております。

○須藤五郎君 議運の理事会によつちやう審議会の委員の承認を求める人事案件が出てくるんですが、いつも私ふしぎに思つてはかたがたないんですね。この間も電波監理審議会ですか、その審議会に三井銀行の会長さんですか、何かそういう方が電波の問題で出てきて、第一またその会長になつてゐるんですね、この審議会の。それで私、この三井銀行の会長さんは、それは財界人ではあるだらうけれども、電波についてどれだけの知識を持つていらつしやるのか、どういふ識見を持つていらつしやるのか、私はふしぎだつたわけですね。もつと適当な人があるだらうと。年七十歳で三井銀行の会長さんがこれの会長になることがはたして好ましいことかどうかと私は思ひましたです。こういう人事がしよつちやう議運の理事会には出てくるわけなんですね。

だから、今度のこの人事ですね、小坂大臣、この人事は慎重にしてもらふと、私はもう徹底的に追及しますよ。変な人事案件の承認を求めましたら、私はその点はきびしく追及しようと思つてゐるんですね。こういう問題、重要な審議会ですからね。だから、人選にあたりましては十分注意をしてやつていただきたいと思ふんですね。この際、私は申し添えておきたいと思ふんですね。私は役員の人選は大切な問題だと思ふんです。この役員には日本学術会議、大学、研究機関、大学協会等からも選ばれるべきだと私は考へるんですが、政府の考へはどうでございましょうか。また、研究評議会の評議員の人選も同様のことが言えると思ふんですが、政府の考へを述べていただきたい。

○政府委員 宮崎仁君 発起人につきましては、いま長官の御答弁のとおりでございまして、特につけ加へることはないと思ひますが、研究評議会の人選につきましては、二十五名以内でございまして、これはやはりこういう分野についてそれぞれ見識を持つた方々に広く参加をしていただきたいと思ひます。私どもは、企業関係の方も、そういった面で現に民間シンクタンク等できておるわけではございませんから、決してそれは別に排除すべきものではなかつたと思ひますが、学界等についても考へてまいりたい。いま具体的におあげになりました機関等につきましても、もちろん適切な方がおられれば考へていくということであらうかと考へます。

○須藤五郎君 適切な人というふうなことを使つてもらいたくないために私は最初質問をしてあるのですよ。あなたは、日本学術会議は日本の最高權威が集まつてゐるんだということをさつき答弁したでしよう。大臣もそういうふうにお答えになつてゐますよ。それならば、こういう重要な機関にはそういう方々をお招きするということが私は正しいと思ふんですよ。適当な人がある、適当な人が一ぱいおるんじゃないですか、日本の最高權威なんだから、そこは、そうでしょう。大学、研究機関、あらゆる、私がいま申し上げたような中では足りな方々が、適当な方が一ぱいおるわけですね。だから、そこから適当な人があつたら選びますと言ふんでは、適当な人があつたから選びませんでしたという答へがあなたたちの口から次には出てくる、私はそういう予測をするんです。だからそうじゃなしに、そういう民主的に選ばれて出てきてゐる方々から、そこからお選びしますと、こうなぜ言えないのですか。そんな逃げ口上はだめですよ。どうですか。

○政府委員 宮崎仁君 この機構の扱ひ範囲が非常に広範でございまして、関係する分野というのは非常に広いと思ひます。したがって、いま特定の組織と申しますか、そういうところからの方は必ず入れますというのを私も申し上げるのはいへん越権だと思ひます。これは、もちろんおあげになりました学術会議等にも非常に優秀な方がおられると思ひますので、そういう方々も含めまして、ほんとうに評議員として御指導いただくのにはふさわしい方々というのをひとつ選んでいくようにわれわれとしては努力をしてまいりたいと思ひます。私どもは、企業関係の方も、そういった面で現に民間シンクタンク等できておるわけではございませんから、決してそれは別に排除すべきものではなかつたと思ひますが、学界等についても考へてまいりたい。いま具体的におあげになりました機関等につきましても、もちろん適切な方がおられれば考へていくということであらうかと考へます。

○須藤五郎君 適切な人というふうなことを使つてもらいたくないために私は最初質問をしてあるのですよ。あなたは、日本学術会議は日本の最高權威が集まつてゐるんだということをさつき答弁したでしよう。大臣もそういうふうにお答えになつてゐますよ。それならば、こういう重要な機関にはそういう方々をお招きするということが私は正しいと思ふんですよ。適当な人がある、適当な人が一ぱいおるんじゃないですか、日本の最高權威なんだから、そこは、そうでしょう。大学、研究機関、あらゆる、私がいま申し上げたような中では足りな方々が、適当な方が一ぱいおるわけですね。だから、そこから適当な人があつたら選びますと言ふんでは、適当な人があつたから選びませんでしたという答へがあなたたちの口から次には出てくる、私はそういう予測をするんです。だからそうじゃなしに、そういう民主的に選ばれて出てきてゐる方々から、そこからお選びしますと、こうなぜ言えないのですか。そんな逃げ口上はだめですよ。どうですか。

たいと、こう思つておる次第でございします。

○須藤五郎君 一般社会から非難のされないような人選をしてもらいたいですよ。あなたたちの、自分たちの都合のいいような人選をし、時の権力者総理大臣に都合のいいような人ばつかり選んだらまた問題になりますよ。私たちは問題にしますよ、そのときは。だから、非難のないような人選をされるということがこの機構を健全に発達させていくには第一の要件だと、こういうふうに考へてゐるんです。そうじゃないですかね、小坂さん。人選というのには非常にむずかしいんですよ、こういう場合。小坂さんはどういふふうになりましますか。

○國務大臣 小坂善太郎君 人選がむずかしいことは全く同感でございしますが、これは先ほどからも須藤委員御自身が問題にされましたように、やはり基金を集める問題も一つございします。やつぱりそういう方面の募金能力が全くない人ばかりが集まつても、これはどうにもならぬという点もございまして、できるだけひとつせいで勉強いたします。

○須藤五郎君 そうなると、やつぱり金づるが大切だということになつて、学識経験の豊かなりつぱな人物というものは第二義的に置き忘れられていくということも起こりかねないということだと私は思ふんですよ。やつぱりこういうほんとうの学問的な問題を追求していく機関というものは、そんな金づるよりも、まずそういう人材を選ぶということが私は第一義だと思つております。金はどうからでも出てくる時は出てきますよ。だから、まず人材を選ぶということが第一義だと、私はこう思ひますよ。違ひますが、私の考へは。どうでしようか。

○國務大臣 小坂善太郎君 いろいろお考へ、人によつてもあるわけだと思ひますけれども、たとえば財界の人でありまして、私は、小林一三先生のような方もおられるんで、財界だから金持ちで、ほかのことは知らないというふうにきめつけ

ることもまたいかと思ひますので、何と言いますか、平均して均衡のとれた考へ方を持つて人であれば、それこそその人がやるならということとで、資金の点も解決するといふふうにも思ひます。次第でございまして、非常にこういうものを出しているらしいのだから、非常にへんなことと考へてゐますが、国家のために必要な機構が十分機能できるように必要な人材を網羅するように考へたいと思つておる次第でございします。

○須藤五郎君 いま小林一三の名前を出されましたが、小林一三氏は私も三十年近く一緒に仕事をしてまいつた仲でして、かの人物は私はよく知り、私なりに評価はしてゐるつもりなんです。また松永安左衛門さんの方、あの方も私はりつぱな能力を持つた方だと思つてゐます。財界人ではあつてもですね。りつぱな能力を持つた方だと私は評価をしております。しかし、まず金か、まず人材かといへば、やはり、まず第一条件は私は学問的なちやんとりつぱな能力を持つた人が第一義だと、こういうふうに通うと思ふんです。だからそういう面を忘れないで人選を進めていってほしいというのをまあ申し添えておきましょう。これで議論していると時間がどれだけあつてもなくてしまひますから、この程度にしますが、その点をどうぞ心得ていってほしい。というところは、人の問題はこの機構の運営を左右する一番大きな大事な問題だと思ひますから、私はこれをやかましく言うわけですね。

総理大臣は役員を認可するにあたりまして、あらかじめ国会の場で意見を聞くようにすべきである、こういうふうに私は思つておるのです。そうすることをご約束できますか、どうですか。また、評議員の認可にあつてもそうする考へはございせんかどうか、この点を伺つておきます。

○國務大臣 小坂善太郎君 これは行政府として人事権の範囲で、総理大臣におまかせを願つてしかるべきものであるといふふうには私は考へております。

○須藤五郎君 そうすると、国会には相談をしないということですか。どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは総理大臣が認可する権限の範囲内の問題であるというふうに思っています。

○須藤五郎君 そうするとその問題は、人事に関してはやはり国会の承認を求めるといふ形で、人事案件として議運に出てくるということでしょうか、どうなんですか。そこはどのような関係になつてくるのでしょうか。

○政府委員(宮崎仁君) こういった人事に関してはいろいろのルールができておりますが、この認可法人の人選あるいは評議会の人選等につきましては、これは国会の承認を得る、議運の承認を得るというふうな手続を必要としない、行政権限でやっていると見なすという形が従来とも扱ってきつておる範囲でございますので、今回もそういうことでまとめさせていただきます。

○須藤五郎君 まだあとにもおもしろい重要な問題がたくさん残ってますから、先に急ぐことにしましょう。

この機構の日常的な運営活動は、事実上権限の強い会長または理事長が握ることになっておると思いますが、この機構の管理運営が民主的に行なわれる組織的な保証は一体どこにあるのか。それから、役員や評議員の任期は何年にすることを考えていらっしゃるのか。これはもう事務的なことですから簡単に答えてください。

○政府委員(宮崎仁君) この役員等の任命にあたりましては、これは内閣総理大臣の認可を必要とするということでございます。したがって、いま御意見もございましたけれども、当然、総理大臣がそういった法律の目的等に照らしまして公正にやっていたら、また、先ほどから申し上げておられますように、自主性を尊重し、あるいは中立性を守っていくということも申し上げておる次第でございますから、そういうことによさわしい役員を選んできた、こういうことによつてこの機構の運営が誤りなきを期していきたいと思

思つておる次第でございます。

なお、役員等の任期等につきましては、定款をもつて定めることにいたしておりますので、おそろ何年という任期をつけることになるんだと思ひますが、まだ成案を持っておりません。

○須藤五郎君 「研究評議会」、第二十条について伺いますが、ここに「その他機構の運営に関する重要事項」ということが使つてあります。それは一体何を意味するの。予算、資金計画もこの中に含まれるのか。また研究評議会はそれが招集するの。また定期的に開くのかどうかという点。

それからもう一つ伺つておきます。研究評議会と役員会または理事会はどのような関係にあると理解すればよいのか、この点を伺つておきます。

○政府委員(宮崎仁君) 研究評議会は、二十条にございますように、事業計画、予算その他機構の毎年度の運営に関する問題の審議をやつていただく。これ以外に、たとえば午前中にも議論がございましたが、民間シンクタンクとの関係の総合調整の問題であるとか、あるいは第一条にありますような研究開発の大きな方向をきめていく問題。それはまた業務方法書等にも反映するかと思ひますが、そういった重要問題を御評議いただく、こういうことにいたしておるわけでございます。

それから、評議会のやり方でございますが、招集は、これは会長が招集するということになると思ひます。

それから、定期的にやっていくかどうかということでございますが、この辺については、評議会ができました段階でむしろおきめを願つたほうがいいのではないと思ひますけれども、この事業計画、予算、それからその他具体的な重要事項というふうなことになるかと、やっぱり相当回数やつていただくにやならぬと、こう思つております。

それから招集は、先ほど申しましたように会長が招集するというところでございまして、もう一点

落ちたかもしれませんが一応……。

○須藤五郎君 評議会と役員会、理事会との関係ですね。

○政府委員(宮崎仁君) 失礼いたしました。この評議会と理事会等の関係でございますが、いわゆる役員会と申しますのは、この機構の執行機関でございます。執行の責任者でございます。したがって、事業計画、予算あるいは業務方法書その他重要事項についての原案を作成してこの評議会に御審議をいただく、こういうことでござい

ます。そこでこの修正の必要があれば修正もいたすということでございます。まあ言つてみれば執行機関のほうで役員会であり、そして評議会のほうは審議機関である、こういうふうにこれはなつておるわけでございまして。

○須藤五郎君 総合的研究開発のテーマについて伺ひしておきたいと思ひます。

総合的な研究開発につきまして具体的にどのようなテーマが決定されるかということ、国民にとりまして重要な問題だと思ひます。テーマ決定に当たっては、広く国民が解決を要求する課題が反映されることが必要であると思ひますが、国民の要望はどのような形で反映されるのか。どうですか、そこを……。

○政府委員(宮崎仁君) これはこの機構そのものが自主的に運営していくということで、テーマの選定等も機構に相当主導権があるわけでございまして、しかし、関係各省がこういったこの機構に対して委託をしていく、あるいはその機構の運営についていろいろ意見も言うというふうなことも出てくると思ひます。そういうことから関係各省の協議会をつくりたいということも申しておりますが、国民のニーズをどういうふうにして選んでいくか、またくみ上げていくかという問題につきましましては、もちろん、この機構としてもそういった問題についていろいろの分野から情報をとり、要望をとるといふ形で努力すべきだと思ひますが、同時に、いま申し上げましたように、関係各省の協議会等もございまして、各省がそれ

ぞれ持つておる手足あるいはこの情報収集のルートというところを通じまして、こういった問題を取り上げてはどうかということを出していただきまして、そういうことをまたこの機構のほうに伝えていくと、こういうやり方もとつていきたい。相互のフィードバックを考えながらそういうことにたえていきたいと思ひ次第でございます。

○須藤五郎君 テーマの問題につきまして、ほんとうに国民が必要とする課題がきめられるか、あるいは国民のためと言ひながら、実際には大企業のための課題がきめられるかは、この機構の役員や評議員にどんな人物が選ばれるかということと私は深い関係があると思つております。まあ、これはまた別に質問をいたしたいと思つてますが、この国民の必要とする課題をテーマとして決定するための一つの手法として、テーマを地方自治体を含めて広く公募することを考えるべきだと私は考えるんですが、どうでしょうか。私は非常に建設的な意見を述べておると思ひますが、この考えに対してどうですか、賛成ですか。

○政府委員(宮崎仁君) 問題の性格が非常に専門的な分野にわたることでございますので、ちよつと公募ということ、実は私も全くそういふことに頭が働かなかつたわけでございまして、そういうことが可能であるかどうか、まあひとつ検討させていただきますと思ひます。

○須藤五郎君 公募すれば、私はいろんな意見が国民の中から出てくると思ひますよ。ぜひそういうふうな方向で検討を進めていただきたいと思ひます。

それから「シンク・タンク」といふ本の中に、ランドコーポレーションで行なつたアジア・モンスーン地帯の気象研究が、アメリカ空軍の非人道的なベトナムでの無差別爆撃などのために行なわれていたという事実があるのを私は知つてびっくりしたんです。これは「シンク・タンク」九九ページに書かれておることなんです。このように、一見、平和的なテーマが深く軍事とかかわり合つてゐる場合があると思ひますが、この機構で

は軍事的な問題にかかわるテーマは一切扱わないという保証はどこにあるのか。どこにもないように思いますが、その点はどういうふうに扱っていかれる考えですか。

○政府委員(宮崎仁君) これは衆議院での修正でございませうけれども、第一条に「平和の理念に基づき」ということが修正として入れられましたし、また、もともと「現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明」ということでございませうので、軍事というような問題が入ってくることはないといいことにしております。また、現実には三十九条の関係各省としても防衛庁は入れておりません。

○須藤五郎君 ただ、衆議院で平和のためにというやうな字句が使われておりますが、あれだけでそういうことがないという保証が成り立ちましたよ、どうか、どうでしょうか。平和な顔をして気象を調査するとかいろいろなことを言いながら、さあそれができるとアメリカ軍がベトナム爆撃に使ったというふうな、そういう事態が生まれておるといふ事実がありましかね。私はその点はよっぽどしつかりとしたワケをはめていかないと、将来そういうことが日本でも起こりかねないような感じがするんですが、どうでしょうか。どういふふうにしていいでしょうか。大臣、ひとつ政治的なことですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はまず、日本の国全体の考え方として、平和国家に徹するという憲法の規定もございませうけれども、これはあり得ないことであると思っております。これは一条の目的に「平和の理念に基づき」ということがございませうし、それから「総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供を行ない、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。」すなわち、戦争などということはもう全然毛頭ないというところでございませうので、こういう考え方に基きまして定款ももちろんでございませう。

し、定款違反の行為等はもう絶対に行なわれてはならないし、行なわれなければならないというふうな考えでございませう。まあアメリカのランドコーポレーションというものは、もともと軍事費を当てにできたものでございませうので、それにそういうことがあったからといってわがほうにおいてその危険があるというのとは、これはちよつと考え過ぎのようには思ひます。私はその責任者といひまして、さういふことは絶対ないといふことをお誓い申し上げたいと思ひます。

○須藤五郎君 これが私の杞憂に終わればけっこうなことだと思ひますけれども、大臣は平和憲法があるからといふことをおっしゃいますけれども、私たちは考えて、平和憲法をもちながらやはり自衛隊というものがあつて、そして着々とそれが拡大されて再軍備の方向にいくといふ、これを見ておると、決してあれだけの文句でわれわれの懸念がなくなつてしまふといふふうには私たちは考えられないんです。だからこれは運営をしていく場合に、ほんとうの民主的な運営をしていくといふ中で、これがやはり私はしつぱに守られていくとこう思ひます。そのためには人選からやはり厳重に人選をして、そういう人たちは運営に当たらせるといふことですね。こういう形でいかぬと、やはりいろいろ問題が起つてくると、こう思ひます。あの平和憲法、私たちが運営した、りつぱにあの字句どおりの運営をやりますよ。そうでない人が運営すれば非常に危険な、平和憲法といひながら、平和平和といひながら非常に危険な状態が生まれてくると、こういうことなんでしょうから、だからその点は運営をする人がよっぽど重要ですから、その点もよく注意をしていってほしいといふことです。まあそれ以上言ふと、こたごたその辺から文句が、自民党席からたくさん出てくるようではございませうから、これ以上私は言ひたいでもおわかりのことだと思ひますから、次の質問に移ることにしましませう。

研究結果の著作権という問題なんです。文部省の方も見ておるようではございませうから、文部省の方に伺ひますが、総合的な研究開発の成果の著作権はどこにあるのかという点ですね。

○説明員(鹿海濱也君) このシンクタンクにおきまする総合的な研究成果の著作権につきましては、著作権法の第十五条に該当すると考えます。すなわちこの場合、その研究がシンクタンクの業務に従事する者によつて行なわれる場合と、それから研究が外部の者に委託して行なわれる場合と、この二つに分けて一応考えてみる必要がございませうが、まず最初の、研究がシンクタンクの業務に従事する者によつて行なわれる場合でございませう。この場合、まあ著作権といふものは、研究を行なう者が著作権を取得するのは著作権法上の原則ではございませうが、次に申し上げます四つの要件が満たされる場合に限りシンクタンク自身が著作権となり、著作権を取得すると考えます。

すなわち第一番は、シンクタンクが研究について企画を立てるといふこと、第二番は、シンクタンクの業務に従事する者が職務上必要な研究であること、第三番は、研究をシンクタンクの著作の名義のもとに公表し、または公表する予定であること、それから第四番は、業務に従事する者が著作物とすることについて契約や勤務規則に別段の定めがないこと、このようないふ四つの要件がございませうが、そういう要件を備えておる場合にはシンクタンクの著作権といふように考えられます。したがひまして、シンクタンクの今後の運営によりその業務に従事する者は、研究の著作権を取得することができると考えます。

なお、第二番目のほうの、研究がシンクタンクから外部の者に委託して行なわれる場合でございませうが、研究の委託にあたり、委託者が資金や資料の提供、研究の助言を行なつた場合といへども、著作物の著作権は受託者で、委託を受けた者でございませうが、受託者が著作権を取得すると考えます。なお、シンクタンクが受託者との契約により著作権の譲渡を受けるといふことももちろん可能でございませう。それは契約によるわけではございませう。

○須藤五郎君 ちよつとあなたの答弁を聞いておつて、同僚議員がはたして御理解願えたかどうかといふと、私ちよつと疑問を持つので、さういふ答弁のしかたではね。

それじゃもう少し質問しますが、このシンクタンクの研究成果ですね、これに対しては人格権も財産権も、他の芸術作品の著作権と同様に、死後五十年間というものが守られるのかどうかですね、その点はどういふふうか。まああなたのほうで、このシンクタンクの研究成果に対する著作権といふものは、これは成案中なんですか。普通著作権法をそのままこれに当てるわけなんですか。それならばやはり人格権、財産権、この二つの著作権の二本柱、これは死後五十年やはりその著作権に帰属すると、こういうふうな理解していいんですか。

○説明員(鹿海濱也君) 先ほどよくどくどく申し上げましたが、当初申し上げましたとおり、現著作権法の第十五条の法人の著作権に該当するものと考へておりました。いま先生のおっしゃいましたとおりのように私も考へておりました。

○須藤五郎君 そうすると、これは日本のシンクタンクの研究成果のみならず、外国のシンクタンクの研究成果ですね、それにも同様に当てはまると考へていいんですか、どうですか。

○説明員(鹿海濱也君) そのとおりでございませう。

○須藤五郎君 そうすると、いまIBMのいわゆるプログラムね、これにも著作権ありと、こういうふうになるわけですか、どうですか。

○説明員(小山忠男君) お答え申し上げます。IBMのつくりましたプログラムにつきましても、日本の著作権法によつて保護をいたします。

○説明員(小山忠男君) IBMは、その属する国がアメリカ合衆国でございませう。それでアメリカ

合衆国は現在実施されております万国著作権条約に加入しております。それから日本もその万国著作権条約に入っております。したがって、その条約によりまして、日本は、アメリカのIBMのつくりました著作物を保護する義務を負っております。

○須藤五郎君　おとし、二年前にここで情報関係の法案が審議されたときに、私は宮澤通産大臣に、将来プログラムですね、ソフトウエア、ああいうものにも著作権を認めるべきではないかという質問をしましたとき、現在まだありませんと、こういう答えだったわけです、宮澤通産大臣の答えは。そうすると、それが前からちゃんと著作権があったという文部省当局の答弁と少し違うんですよ。それで私はさっき、いま文部省でそれは策定中ですかという質問をしたわけです。いや、以前からある著作権法でこれが適用されてくるのだからというお答えなんです。それはいつこういうふうに……。宮澤長官は、将来そういうことが起こ

○説明員(小山忠男君) 詳しい実態につきまして、私つまびらかにしておりませんが、IBM のプログラムがもし現在存在するとすれば、先ほど申し上げたように、万国著作権条約によりまして、日本の国におきましては、日本の国の著作権法においてこれを保護をする義務を負っております。したがいまして、日本の会社におきまして、そのIBM のプログラムを利用する場合

におきましては、事前にIBMの承諾を得る必要があると、こういう仕組みになっております。

○須藤五郎君 あなたは実情をつかんでないと思
うんだな。私の友人に、プログラムを専門に研究
し、そしてつくっている友人があるんですよ。そ
れでその当時、将来日本にも、プログラムにも著
作権ができるようになる時代が来ると私は言い
ました。そうしたらその友人はびっくりして、そ
んなことになったらたいへんですと、現在IBM
がたくさんの権利を持っているというわけですね。
それに全部著作権が適用されたら日本は立ち行き
ませんよと、こういうことを言った友人があるん
ですよ。それで、あなたはIBMには著作権が
あって、それはちゃんと守られておるとこうおっ
しゃいますから、それならばそのIBMの著作権
料はどういうふうに皆さんは守って、どれだけの
著作権料がIBMに払われておるか、こういうこ
とになるわけなんです。今後もそれをずっと履行
していくのかということなんです。

その当時、通産大臣が、まだ日本には著作権がありませんという答弁だったから、私はそうだと思つたら、いつの間にやらそれがちゃんとできてゐるというような御答弁だから、それじゃいつできたのか、それがちゃんと履行されておるのか、どういう形で履行されているかということを書いておかぬと、今後ちよつと困つちやうわけです。大臣、これは日本の産業とも非常に微妙な関係があるんですよ。だから、これははっきりしておく必要がある問題だと私は思つておるんです。

○大矢正君 関連。いまの須藤さんのお話の中で、著作権という問題との関連なんだが、普通一般に呼ばれる著作権法に基づく保護というものの、それから特許法その他による保護の問題、いろいろ考えるのに、今度のこの種の問題は、そのいずれにもはつきりと当てはまるというようなものではないような感じを率直に言ってわれわれ受けるんですね。一つの研究の成果であり、それが完全な物をつくる製法の工程の成果であれば、これは特許法に該当するし、それからそうじゃなくて、

先ほど須藤さんがおっしゃったような完全な一つの著作というようなものであれば、これは著作権法になる。ところが、そのいずれにもひっかかるようなあるいはひっからないようなという、非常にこれ独特の内容のものではないかという、私は私なりにそういう感じがするので、結局のところこの種の問題の保護というものは、これは今後の問題として新たな法律によって保護をするということを考えて、現行はたとえば著作権法の第十五条ですが、先ほどおっしゃったことによって保護するとしても、特殊な法律によって保護をするということが必要になるのじゃないかという感じがするのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(宮崎仁君) いまだ矢先生の御質問の点がまさに実態だと思います。で、文化庁のほうからお答え願いましたのは、要するに論文、講演、著作物というような形にまとまったものが、これが著作権法に基づいて保護せられるというようなこととお話があったものと、こう理解をいたしておりますが、この機構等で行ないますものは、実はそういうレポートとしての報告書そのもののみが問題ではございませんで、むしろそれをつくる経過、特にノーハウというべきかもしれません、そういったものが非常に問題になるわけでございます。これについては現在取り締まるべきといえますか、法規的にどうするということとはできないわけでございます。

いて聞いておりますと、たとえばプロジェクトチームを組みまして、各方面から人が集まっていたときに、その成果としてのレポートはこれは渡さないということだそうでございますが、頭の中に入ってしまったノーハウはこれはもうどうしようもございませんから、それはそのまま持つて帰っていただくというようにございます。

で、今回の機構につきましては、この第一条の目的等からいきまして、全部成果の公開をするという原則でございますから、委託を受けた場合

には、これは原則として委託者に成果をお返しをするわけでございます。かりに著作権ということになりまして、あるいはこの機構そのものが実施したことになります。あるいはこの文化庁で答えになったように、四つの条件が満たされればこれは著作権として認めていただく、こういうことだと思えますが、その内容は原則として公開をするということでございますので、結局五十年とかなんとかとというようなお話もございましたが、原則はそういうふうにはならないと、こういうふうに考えております。

○須藤五郎君 それはとんでもない答弁だ。あなた、著作権認めると、それで、現在ある著作権法をそれに当てはめるんだと、こういう答弁が文部当局からされているんですよ、政府の。著作権の責任者がそういうふうに答えているんだ。それで、これにも著作権を適用するんだということ。あなたはそれは適用にならないと。それでは政府見解が違うじゃないですか。大臣、こういうことじゃ私たちこれは法案を審議できませんよ。ここが一番むずかしくて一番重要な点なんです。これは。なぜならば、将来これがどんどんいろんな方向に発展していくんですよ。そういう重要性を持ったものに、片一方は著作権法でこれを処理するという、片一方は著作権法を認めないと、それではどうするんですか、この法案。そういうことじゃ困るんですよ。

○政府委員(宮崎仁君) ちよつと説明不十分でございましてので――。

○須藤五郎君 不十分といつて、説明になつてないよ君のは。

いよ君のは。

○政府委員(宮崎仁君) 結局、著作権としてこの法律によって認められるものというものは、著作物として実際につくられたものの、そういう形をとったものが著作権という形で保護され、そして法律の規定が行なわれると、こういうことだというふうに私は理解しておると、こういうことを申し上げたわけでございます。この点は食い違いはないと思います。

すが、しかし、この機構が実施いたします場合には、いまソフトウェアについての御指摘もございしましたが、そういったノーハウというものが相当大きなウェイトを占めるであろうと、そういうものについてはこれは著作権というような形にはなりにくいと思いますが、しかし、この機構の場合には、そういうものにつきましても公開をしていくということをやっていきますということをお願いいたします。

○須藤五郎君 著作物は公開するのはあたりまえです。文学だって音楽だって、絵でも公開しますよ。著作物は公開したものに著作権がないということじゃないですよ。公開したもので著作権があるんですよ。この間、東京大学工学部教授の渡辺茂さんがここでノーハウには著作権があると、それが私は正しい見解だと思いますという、大学教授がここではっきりと質問に答えているんですよ。それほど重要な問題なんです、これは。それで今後これが音楽の創造、文学の創造あるいは絵画の創造、そういうこともできるようにこれがなっていくんですよ。そうしなければますます著作権というものが重要な形になってくる、それほど奥行きのある問題なんです、これは。それをあなた何にも知ってない、経企庁当局は。文部当局もそういうものだというふうに理解してよくは研究していてもいい、これは。東京大学の教授が確かに、私は須藤議員の意見と同じです、賛成ですと、こうはっきり専門家は答えているんですよ。経企庁は認めない。これはおかしいですよ、そんな考えでいったらとんでもないことです。そんな考えであなたたちの考えに同調するような研究者ばかり集めたって、学者集めたって何の役にも立たない。ほんとうにりっぱな識見を持った人たちがこの中に入れないやいかぬと、そこで人物が大切だということをよくは口をすっぱくして言っているのはそこなんです。あなたみたいな単なる役人根性でこういう重大な問題を判断してもらっちゃ困るんだ。文部当局、あなたはもう思いますか、いまの経企庁の答弁に対して。あなたたちの

考えを否定されているんですよ、ここで。
○国務大臣(小坂善太郎君) 私は、法律の点は非常に弱いのでなんですが、責任者でございますから申し上げますが、もし足りなかったらまた事務局から補足してもらいますが、私は、研究の成果というところであれば、これは著作物として著作権があると思うのでございします。ところが須藤委員のお話はプログラム、こういうものについてはどうかということでもございましたように思います。これはまあどうも新しい問題としていろいろ意見があるところではないかと思っております、これは十分私どものほうでも研究をさせていただきますかと思っております。
○須藤五郎君 音楽は頭から出たんです。その音楽をレコードに吹き込むとレコードになるんですよ。これをプログラムとしましょう。レコードにも著作権はあるんですよ、経企長官。商業用でそのレコード一回かければ幾らという金が取られるんですよ。放送局でレコード流して著作権というものはちゃんとあつて、著作権料払わなきゃならない。財産権にもあるんですよ。だからプログラムだって著作権の生まれるのは当然じゃないですか。頭から出たものがあつて、それがレコードからいろいろなものが生まれてくるんですよ、レコードから音楽が生まれることくやはい出てくるんじゃないですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) そのとおりでございますが、最近データベースというものが出来て、その著作権をめぐって国会でもいろいろ問題があつたことは私も経験をしたしております。データベースで流す場合にはこれは著作権料を払ったほうがいいのかどうかという点をいろいろ問題があつたと記憶しております。それで、そういうような問題もございしますし、今度の問題はシンクタンクの考え方、ソフトウェアというふうなものを見方をどうするかというところはこれはやはり新しい分野ではないかと思うので、須藤委員の御意見もございしますが、なお今後これは検討させていただきますかと思っております。

○須藤五郎君 テープレコーダーにも著作権はあるんですよ。あれは、テレビやラジオの放送が家庭でとること、それはわからないから見のがされていくんですよ。しかし、あれを売り買いはできないんですよ。それは著作権法に触れるから売り買いはできない、だからテープレコーダーにでも著作権あるんですよ。大臣、よく知っておいてくださいよ。そうでないと芸術家というのは助かないですよ。そういうものなんです。だから私はこれから研究するのかもしれない、現在もうすでにあります。それで著作権法の第十五条でこれは処理されるという答弁を得たから、私はこういう質問になつていくわけなんです。ないと言えはまた問題ですよ。あると言えはまたそこから問題が起ってくるわけですね。将来このノーハウというものは、音楽も文学もいろいろなものができるようになる、やがて国民の思想指導まで、思想の中までこれがずうと入っていくような性格のものなんです。だから私たちはこういう問題に対して非常に重大な関心を持っておると、へたすれば非常にこれをつくる人は反動思想の人ばかりで、またそのシンクタンクの当事者がそういう右翼的な思想を持った人ばかりでそうしてその人たちが研究課題としてそういうものばかりとしたら、そこから出てくる問題がすべてそういう右翼的なものがだあーと出てくると、そうして日本国民に対して大きな害毒を流すということも起こり得るような性格のものなんです。だから私たちはこれを非常に重大視しておるといふことなんです。

委員長、もう少し質問がありますが、それじゃ研究成果の著作権についてという中で、もう一つだけ質問が残りますから、そこだけ質問して、あと二つの質問はきょうは割愛をしまして、文書質問するなら文書質問して回答を得ることにいたします。約束のちようど百分がいま来たところなんです。ですから別にそう超過しておるというわけじゃないと思うんです。

研究成果の公表につきまして、「総合的な研究開発の成果の公開」、二十三条三号について質問をいたしますが、これは、一、この機構自身で行なつた研究であつて、二、機構が民間研究機関へ委託した研究であつて、三、外部から受託して行なつた研究であつて、すべて一〇〇%公開するということを意味しておると考えてよろしいかどうかということですね。

それから、企業秘密という名目で成果を公表しないということはないかということをはっきり約束することがおできになりますか。

また、機構が助成した場合の成果もすべて公開されると考えてよろしいか。――もう一緒に続け

ますよ。
この成果の公開はどのような方法で行なうのか、アメリカのランドコーポレーションでは研究成果をいろいろな形の出版物として発表し、図書館に寄贈し、また、一般にも入手できるようにしておると聞いておりますが、この機構では、研究成果の公表の一つの方法として出版活動を行なう考えはございせんか。これだけです。これで質問終わりますから、答えてください。
○政府委員(宮崎仁君) 機構の行ないます業務のうちで三つのケースがございまして、みずから実施した場合、それから外部に機構が委託をして実施した場合、これは公表をいたすことに当然なると思ひます。ただ、外部から機構が受託をいたしました場合には、これはその委託者に成果を返していただくということになりますので、この機構がそれを公表するということが原則というふうにはならないかと思ひます。したがって、それを公表するかどうかはこの機構に委託をした先のほうの判断ということになります。ただ、まあこの機構の第一条の目的からいいますと、受託をするときにも、この第一条の目的に合うこととでなければならぬわけがございしますから、一般的にはやはり公開されるのではないかと、こういうふうにかえておる次第でございします。

それから、第二の企業秘密という問題でござい

ますが、これも民間の企業から受託をする場合に生ずるわけでございましょうが、先ほども申しましたように、第一条の目的というところに合致するものでなければならぬわけでございまして、そういうものが企業秘密というふうなことになる性質のものではないかと、こう私どもは考えておる次第でございます。

それから、助成をいたして実施した場合でございますが、この場合にも当然これは助成の成果を機構のほうにいたいただくことになりますから、これについては公表していきたいと、こういうふうな考えております。

その方法についてでございますが、これはいろいろの形が考えられると思ひますけれども、たゞいま御指摘のように、印刷物にして出していくというものは最もオーソドックスな方法と考えておりますし、それ以外にもわかりやすい形で広く知らしていくというふうなことも考えてもいいんではないかと思ひておる次第でございます。

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

総合研究開発機構法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

若林正武君から発言を求められておりますので、これを許します。若林君。

○若林正武君 ただいま可決されました総合研究開発機構法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決

議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。
案文を朗読いたします。

総合研究開発機構法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、次の諸点について努力すべきである。

一、機構に対する民間出資者が特定の企業、団体にかたよることのないよう指導するとともに、機構の役員及び研究評議員の人選並びに機構の運営については、機構の中立性、独立性が確保されるよう慎重を期すること。
一、機構の運営にあつては、研究評議会の審議結果が十分反映されるよう指導するとともに、機構が実施した研究開発の成果が国の政策に積極的に活用、利用されるよう努めること。

一、機構が実施する業務の分野及び範囲並びに人材の確保等については、民間シンクタンクと競合せぬよう十分調整すること。
一、機構に結集する研究者の身分、待遇等については、十分な優遇措置が講ぜられるよう指導援助するとともに、これを定款その他により明確化させるよう努めること。

一、機構が巨額の資金を運用することにかんがみ、その事務職員については、有能な人材を定数的にも十分確保し、いやしくも経理面で疑惑を生ぜしめないよう指導すること。
一、知的生産物に対する法的保護、シンクタンクに対する寄附金に関する税法上の優遇措置等シンクタンク成立のための基盤整備について早急に検討すること。

右決議す。

以上でございます。

○委員長(佐田一郎君) ただいま若林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。

よって、若林君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し小坂経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小坂経済企画庁長官。

○国務大臣(小坂善太郎君) ただいま御決議をいただきました附帯決議に關しましては、十分その点が実りますように、本法の施行にあたりまして十分努力したいと考えております。

○委員長(佐田一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐田一郎君) この際、おはかりいたします。阿具根登君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大矢正君を指名いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

七月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律(案)

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律案
中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律案

第一条 この法律は、特定機械を用いて事業を行なっている織物製造業者の大部分が小規模企業者であること、機械の台数が長期的には過剰状態になることが予測されること等にかんがみ、特定機械について中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号。以下「団体法」という。)第五十六条又は第五十七条の規定に基づく命令の規定による登録の特例を設けるとともに、機械の買取り及び廃棄を行なわせることにより、織物製造業者の経営の安定を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

〔定義〕
第二条 この法律において「特定機械」とは、次の各号に掲げる規定による届出をした機械をいう。

一 綿スフ織物調整規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十三号)附則第七項又は第十項の規定
二 絹人絹織物生産設備調整規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十四号)附則第八項又は第十一項の規定
三 毛織物等調整規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十五号)附則第八項又は第十一項の規定
四 麻織物調整規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十六号)附則第八項又は第十一項の

令第二百二十七号)附則第六項又は第十三項の
規定

第三条 特定織機を用いて事業を行なっている織物製造業者以下〔特定織機に係る織物製造業者〕という。は、当該特定織機について、通商産業省令で定める種類及び区分ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項に規定する者の同項の登録を受けることができる特定繊維機の台数は、同項に規定する種類(以下単に「種類」という。)ごとに、その者の次の設置している特定繊維機の台数(おさ幅が六十八・五八センチメートル未満の特定繊維機以下「小幅繊維機」という。)と小幅繊維機以外の特定繊維機とに区分してそれぞれ算定した台数。以下同じ。)の四分の三に相当する台数(台数の算定上一未満の端数が生じたときは、当該端数を一に切り上げて算定した数に相当する台数とする)。

3 前項の特定織機の台数の四分の三に相当する台数を算定する場合においては、当該算定の基礎となる特定織機の台数に、当該特定織機と種類を同じくする前条各号に掲げる規定による届出の要件が備わっていた織機で、次の各号のいずれかの事由に該当していることにつき通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の確認を受けたもの（以下第七条第一項において「確認廃棄織機等」という。）の台数を加えるものとする。

一 通商産業省令で定める日前に、当該織機につき、通商産業省令で定める廃棄がなされたこと。

二 通商産業省令で定める日前に、当該織機につき、当該織機を設置している織物製造業者の前条各号に掲げる省令による登録織機で廃棄されたものに代えて設置され、当該省令に

よる登録がなされたこと。

（商工組合等の事業の特例）

商産業省令で定めるもの（以下単に「商工組合等」という。）は、団体法第十七条又は第三十一条に規定する事業のほか、当該商工組合等の資格事

業を行なう織物製造業者に係る第七条の規定による納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なう織機（織機設置制限規則昭和四十七年通商産業省令第百二十八号）別表第一に掲げるものを除く。以下同じ。）の買取り及び廃棄に關する事業を行なうことができる。

(事業計画の認可等)

第五条 商工組合等は、前条の納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なう機械の買取り及び廃棄に関する事業を行なおうとするときは、通商産業省令で定めるところにより、昭和五十三年三月三十一日までの間における機械の計画的減少に関する事項を内容とする当該事業に関する計画及び資金計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 商工組合等は、第七条の規定により受け入れた納付金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、通商産業省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 3 前項の納付金の運用は、国債の保有、銀行へ（の預金、郵便貯金その他通商産業省令で定める方法）によらなければならない。
- 4 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百五条の規定は、第一項に規定

する事業に關し、第七條の規定により納付金を納付した者について準用する。この場合において、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大

臣と読み替えるものとする。
(登録の特例)
第六條 前條第一項の規定による事業計画の認可があつた場合においては、特定組織に係る組織物

製造業者で第三条第二項の規定により同条第二項の登録を受けることができる特定組織機以外の

のうち、当該事業計画において定められた減少させるべき織機と種類を同じくするものについて、次項の規定により、同条第一項の登録を受けて、

けることができる。

2 前項の規定により登録を受けることができる特定機械の種類ごとの総台数は、同項の事業計画において定められた減少させるべき機械の種類ごとの総台数から、第三条第二項の規定により台数の算定上端数を切り上げた場合におい

て一から当該端数を減じて得た数を合計した数に相当する台数を、控除した台数とする。

(納付金の納付)

第七条 第三条第一項の登録(前条第一項の登録を含む。以下同じ。)を受ける者は、その者の設置に係る特定機械の種類ごとの台数に当該特定機械と種類を同じくする確認廃棄機械等の台数を加えた台数の四分の三に相当する台数(台数の算定上〇・二五、〇・五又は〇・七五の端数

が生じたときは、当該端数を含む数に相当する台数)をこえて登録を受けるときは、商工組合等が第五条第一項の規定により認可を受けた事業計画に基づいて行なう機械の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用にあつてするため、そのこえる台数に応じて〇・二五台につき五万円(小幅織機については二万五千元)の割合により算定した額の納付金を商工組合等に納付しななければならぬ。

うち、その設置している別表の上欄に掲げる機械ごとの台数にそれぞれ同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た台数の合計（以下この項におい

て「換算台数」という。)が二十台に満たない者については、その者が納付する納付金の額を次の式により算定した額に軽減するものとする。この場合において、当該納付金の額に一円未満の場合においては、当該納付金の額を一円未満の

端数が生じたときは、その端数金額を切り捨て
る。

$$\frac{\text{則、項の規定により算定した給付金の額} \times \frac{1}{100} \times \text{給付率}}{20}$$

3 前項の規定による納付金の軽減は、納付金を
納付する者が通商産業省令で定めるところによ
り申出をすることによつて、行なうものとする。
(登録の効果)

第八条 第三条第一項の登録を受けた機械は、そ
れぞれその種類及び区分に相応する団体法第五

第十六条又は第五十七條の規定に基づく第二條各号に掲げる省令に規定する機械の種類及び区分による登録を受けたものとみなす。

(団体法に基づく命令についての措置)

第九條 政府は、この法律の円滑な実施を確保するため、団体法第五十六條、第五十七條及び第五十八條の規定に基づく命令について、所要の措置を講ずるものとする。

(事務の処理)

第十條 通商産業大臣は、この法律の円滑な実施

を図るため特に必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、第三条第一項の登録に関する事務を商工組合等に処理させることができる。

(手数料)

第十一条 第三条第一項の登録を受ける者は、通商産業省令で定めるところにより、その登録を行なうのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において通商産業省令で定める額の手料を納付しなければならない。

(省令への委任)
第十二条 この法律に定めるもののほか、登録の手続、登録台帳その他第三条第一項の登録に関する

し必要な事項については、通商産業省令で定める。

（秘密の保持義務）

第十三条 第十条の規定により登録の事務を処理する者

する商工組合等の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた

者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(役員の解任)

第十四条 通商産業大臣は、第十条の規定により登録の事務を処理する商工組合等の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(罰則)

第十五条 第十三条の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十三年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(納付金に残余を生じた場合の処理)

3 商工組合等は、商工組合等が第七条の規定により受け入れた納付金について、商工組合等が第五条第一項の規定により認可を受けた事業計画に基づいて行なつた機械の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用にあて、なお残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを当該商工組合等の行なう事業に必要な費用にあて、又は織物製造業の構造改善に資する事業のために寄附するものとする。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、繊維工業審議会の意見をきかなければならない。

別表

一	おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機(第三号ロに掲げる織機を除く。)	一
二	おさ幅が百十四・三センチメートル以上百九十・五センチメートル未満の織機	二
三	イ おさ幅が百九十・五センチメートル以上の織機 ロ おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機であつて第二条第二号に掲げる省令による登録がなされ、又は同省令附則第八項若しくは第十一項の規定による届出をしたもののうち、絹織物の製造の用に供している織機	四

昭和四十八年七月三十日印刷

昭和四十八年七月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N